

ANTA NEWS

vol.261

2021

11・12

november/december



がんばろう！日本

巻頭言

いざ、観光業界の復活へ／ANTA会長

特集

新型コロナウイルス感染症に関する情報

新型コロナ感染症・GoToトラベル事業に関する主な出来事

協会情報

第38回 常任理事会・第17回 支部長連絡会

令和3年度 国内旅行業務取扱管理者試験を実施

木村義雄前参議院議員がANTА本部を表敬訪問

令和3年度 ANTA主催 苦情対応勉強会

ANTA・JATA共催 苦情対応セミナー

第16回 国内観光活性化フォーラム in やまなし

成功に向けて 山梨県知事・甲府市長を表敬訪問

令和3年度 旅行業務取扱管理者定期研修を実施

令和3年度 会員実態調査報告書

寄稿

香港の魅力をご紹介/香港政府観光局日本局長 堀 和典



変えたパリ万博が 渋沢翁の人生を

王子飛鳥山に



ANTA NEWS vol.261 2021年11・12月号 目次

卷頭言

いざ、観光業界の復活へ／ANTA二階会長 2

特集

新型コロナウイルス感染症に関する情報 3

新型コロナ感染症・GoToトラベル事業に関する主な出来事 4

協会情報

第38回 常任理事会・第17回 支部長連絡会 6・7

令和3年度 国内旅行業務取扱管理者試験を9月5日に実施 8

木村義雄前参議院議員がANTА本部を表敬訪問 9

令和3年度 ANTA主催 苦情対応勉強会 9

ANTA・JATA共催 苦情対応セミナー

第16回 国内観光活性化フォーラム in やまなし成功に向けて 10

本部・地元合同実行委員会を開催 山梨県知事・甲府市長を表敬訪問

令和3年度 旅行業務取扱管理者定期研修(7月～9月)を実施 10

令和3年度 会員実態調査報告書 11～17

お知らせ／(一社)北海道旅行業協会 20

関東地方の支部長が全旅協本部を訪問 21

観光庁 主要旅行業者の旅行取扱状況速報 31

令和3年8月・9月 正会員入会者・退会者 32・33

(株)全旅からのお知らせ 34・35

パズルでひと息／全旅協の動き 36

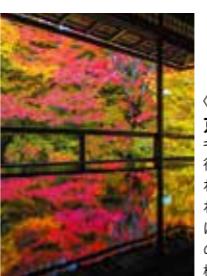
寄稿

香港の魅力をご紹介～香港満喫スポットのご案内～/香港政府観光局 日本局長 堀 和典 18・19

コラム

連載「Q&Aで考える旅行法務へのささやかなる接近」(第25回) 23・24

連載「旅行会社の危機管理体制構築」(第14回) 27・28



〈表紙の写真〉
京都府／瑠璃光院
キヨウフ ルリコウイン
往古より「やすらぎ」の郷として愛されてきた八瀬の地に、日本情緒あふれる名建築・名庭として多くの人々に親しまれてきた「瑠璃光院」。庭園の紅葉が書院の机や床に映り込む様子も人気の観光スポットです。

リニューアルオープン
渋沢×北区 青天を衝け 大河ドラマ館
【主催】東京北区大河ドラマ「青天を衝け」活用推進協議会
LOVE LIVE LEAD
渋沢×北区

今しか見れない展示もたくさん！大河ドラマ館へ是非お越しください！

開催期間：～2021年12月26日㈰まで

開館時間：9:00～17:00(最終入館16:30)

休館日：毎週月曜日(祝日開館、平日に振替休館)

開催場所：飛鳥山公園(北区飛鳥山博物館内)

混雑時は入場制限をする場合があります。入館時には
検温／消毒／入館者カードの記入にご協力ください。

お問い合わせ

入場券販売管理センター

TEL 03-6903-3901

営業時間 9:00～17:00

(大河ドラマ館の休館日を除く)

渋沢 北区

検索

<https://taiga-shibusawa.tokyo>



卷頭言

新型コロナウイルス感染症に関する情報

観光庁「ワクチン・検査パッケージ」の実証実験を開始 旅行の本格的再開に向けた感染防止対策を検証

観光庁は、9月28日の「新型コロナウイルス感染症対策本部」で感染対策と日常生活の両立を図っていくため、ワクチン・検査パッケージの実務的な運用に向けた技術実証を行うことが決定されたことを受けて、旅行業者等が感染防止対策を継続した上で、ワクチン接種歴の確認や事前の検査のオペレーション等を検証することとした。

実証実験は、旅行業者11社が10月から11月上旬にかけて実施する団体ツアー40件を対象に行われる。対象となる旅行では、旅行者が「ワクチン接種完了していること」若しくは「検査で陰性であること」を参加条件に設定されるとともに、ツアー終了後には旅行者及び旅行業者の双方にアンケート調査を行っている。観光庁は、この実験で得られたアンケート調査結果などをもとに、「ワクチン・検査パッケージ」を活用した旅行の実

施方法に関する「ガイドライン」をとりまとめることとしている。また、政府は、昨年12月以来、一時停止しているGo To Travel事業の再開に際しては、本実証実験の結果やガイドラインに基づいた対応を条件とする方針を打ち出している。

新型コロナの新規感染者数が抑えられつつある中で、本格的な旅行再開に向けて、旅行者が「より安心して旅行に行ける環境」の整備を推し進める。

【実証実験での旅行参加条件】

- ①ワクチンの2回接種を種完了していること
または
- ②出発前72時間以内に受験した検査で陰性であること
※12歳未満の子どもは検査不要

雇用調整助成金の特例期間を来年3月末日まで延長 本年12月末まで現行の水準での給付が可能に

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置について、来年3月まで延長することを決定した。現行の水準での助成内容は令和3年12月末まで継続する予定で、令和4年1月以降の水準等については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」に沿って具

体的な助成内容を検討の上、11月中に改めて決定する。

今般の措置により、従来1年を限度にしていた支給期間を来年3月末日まで1年を超えた受給が可能になるとともに、中小企業への助成率10分の8(業況・地域特例の場合10分の10)、日額上限1万3500円(業況・地域特例の場合1万5000円)の現行水準での助成が12月末日まで維持されることとなった。

支給対象期間	令和2年(2020年) 1月 24 日～12月 31 日 (雇用調整の初日)	令和3年(2021年) 3月 31 日	令和4年(2022年)	
支給の可否	休業の実施→受給可			
中小企業への助成率※ (日額上限)	3分の2 (8330 円)	10 分の 10 (1 万 5 千円)	原則:10 分の 9 (1 万 3500 円) 業況・地域特例:10 分の 10 (1 万 5000 円)	未定 (2022年1月以降の助成率については、11月中に公表予定)
	2020 年 4 月 1 日～	2021 年 5 月 1 日～ 12 月 31 日		1 月 1 日～

※解雇を伴わない場合の助成率。解雇を伴う場合は、助成率が軽減される。



いざ、観光業界の復活へ



一般社団法人 全国旅行業協会
会長 二階俊博

秋も深まって参りました。会員の皆様におかれましては、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底のうえで、事業に取り組んでいらっしゃることと存じます。

今年の春から始まった国民へのワクチン接種は、皆様のご理解とご協力のもと、順調に進み、秋口からは新型コロナの新規感染者数も減少傾向に転じるなど、一定の成果が出始めました。また、9月末日には緊急事態宣言、まん延防止等重点措置が全国で解除されたことで、観光地には人流が戻りはじめ、旅行業界にもようやく明るい兆しが見え始めてきました。

そのような中、観光庁では、感染対策と日常生活の両立を図っていくため、「ワクチン・検査パッケージ」の実務的な運用に向けた技術実証が行われています。ワクチン・検査パッケージは、「ワクチン接種完了」もしくは「検査での陰性」を旅行への参加条件として、感染拡大を防止とともに、参加する旅行者に安心を担保しようという試みとなります。この実証実験の結果をもとに、「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」の改訂を検討することとなっています。

さらに、政府は、改訂ガイドラインに基づき、昨年12月以来、一時停止していた「Go To Travel事業」も制度の見直しを図ったうえで再開する方針を明らかにしております。本事業は、会員の皆様の経営改善の一助となるだけではなく、我が国の旅行・観光産業の復活に向けて欠かすことのできない事業となっております。是非、本事業を有効に活用し、会員の皆様の事業を盛り立てていただきとともに、日本の旅行・観光業界に元気を取り戻していただければ幸いです。

当協会の取組みとしては、本年9月5日に、全国9都市15会場で令和3年度国内旅行業務取扱管理者試験を実施し、約1万500名の受験者が試験に臨みました。感染症が拡大する中で、この日のために、準備や実施運営、監督などの事務に携わった協会関係者の皆様にはこの場を借りて厚く御礼申し上げます

また、本年延期となり、来年3月9日に開催する「第16回国内観光活性化フォーラム in やまなし」については、現在、本部・地元実行委員会が懸命に準備を進めております。やまなし大会では、感染症予防対策を十分に施したうえで、実施させていただきますので、全国の会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

新型コロナの感染拡大以降、旅行業界は辛劳辛苦の連続でした。観光が明るくなれば、世の中は必ず明るくなります。全国の会員の皆様が、新型コロナに負けず、一層奮起されることを期待しております。



でかけよう日本! 新しい旅のスタイルで



——ANTAは安全・安心な旅行を提供し全国各地の元気を取り戻します——

観光振興応援
キャンペーン実施中

- ・「新型コロナウイルス対応ガイドライン」を遵守します
- ・「新しい旅のエチケット」で楽しい旅を守ります
- ・感染拡大防止と社会経済活動の両立を図ります



全国47都道府県5500の旅行会社が加盟しています
一般社団法人 **全国旅行業協会**
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

後援



觀光庁
Japan Tourism Agency

<新型コロナ感染症・Go To トラベル事業に関する主な出来事>

年	主な出来事	年	主な出来事
2019年 12月31日	中国湖北省武漢市で原因不明の集団肺炎が報告	2021年 1月7日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の1都3県を対象に、緊急事態宣言を再発出
2020年 1月16日 31日	日本国内で初の感染が確認(武漢からの帰国者) WHOが「緊急事態宣言」を発出	13日	緊急事態宣言の再発出に伴い、Go To トラベル事業の全国一斉の一時停止措置期間を2月7日まで延長することが決定 栃木県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の7府県を対象に、緊急事態宣言を再発出
2月1日 5日 14日	新型コロナウイルスを「指定感染症」に指定 横浜港に停泊中の「ダイヤモンド・プリンセス号」で集団感染が判明 厚労省が雇用調整助成金の特例措置を講じることを決定(同28日に措置の拡充が決定)	2月2日 8日 28日	栃木県を除く、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の10都府県への緊急事態宣言発令期間を3月7日まで延長することが決定 3月7日までに実施される修学旅行について、Go To トラベル事業の支援対象外にすることを決定 雇用調整助成金の特例措置の現水準が、緊急事態宣言解除月の翌月末まで維持される方針が決定 愛知県、岐阜県、京都府、大阪府、兵庫県、福岡県の6府県で緊急事態宣言が解除
3月24日 25日 27日 28日	東京オリンピック・パラリンピックの延期が発表 外務省が全世界への危険情報レベルを2に引き上げ 観光庁が更新登録に関する旅行業法の弾力的な適用を決定 雇用調整助成金特例措置の更なる拡充が決定	3月5日 8日 20日 21日 26日	東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県への緊急事態宣言を3月21日まで延長することが決定 中小企業庁が「一時支援金」の受付を開始 東京オリンピック・パラリンピック開催時の海外客受入れの断念が正式決定 東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県の4都県の緊急事態宣言が解除 観光庁、Go To トラベル事業が再開されるまでの間、地域観光事業支援の実施を決定
4月7日 16日	7都府県(埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県)を対象に特措法に基づく「緊急事態宣言」を発出 緊急事態宣言の対象が全国に拡大	4月25日	東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県に緊急事態宣言が再発出
5月14日 25日	「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」を公表 39県で緊急事態宣言が解除(8都府県(北海道、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、京都府、大阪府、兵庫県)では継続) 全国で緊急事態宣言が解除	5月12日 16日 23日 24日	東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県の緊急事態宣言が延長 愛知県、福岡県に緊急事態宣言が発出 観光庁通達「旅行業務及び旅行サービス手配業務におけるテレワークの実施について」が発出 北海道、岡山県、広島県へ緊急事態宣言が発出 沖縄県に緊急事態宣言が発出 東京・大阪でワクチン大規模接種会場を開設し、ワクチン接種が開始
6月19日	都道府県境を越える移動の制限を解除 「新しい旅のエチケット」を公表	7月10日 22日	東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県の緊急事態宣言が延長 愛知県、福岡県に緊急事態宣言が発出 観光庁通達「旅行業務及び旅行サービス手配業務におけるテレワークの実施について」が発出 北海道、岡山県、広島県へ緊急事態宣言が発出 沖縄県に緊急事態宣言が発出 東京・大阪でワクチン大規模接種会場を開設し、ワクチン接種が開始
9月18日	東京都民、東京を目的地としたツアーのGo To トラベル対象商品の予約販売が開始	6月23日 30日	東京都、京都府、大阪府、兵庫県の4都府県の緊急事態宣言が延長されることを発表 観光庁から「旅程管理業務に関する実務の経験に係る取り扱いについて」が発出
10月1日	Go To トラベル事業の対象に東京都民、東京を目的地とした旅行が追加	7月1日 12日 23日	中小企業庁が「月次支援金」の受付を開始 東京都に緊急事態宣言が発出 東京オリンピックが開会(大多数の会場が無観客)
11月24日 27日	Go To トラベル事業の対象から札幌市、大阪市を目的地とする旅行を一旦停止 Go To トラベル事業の対象から札幌市、大阪市に居住する旅行者を一旦停止	8月2日 20日 24日 27日	東京都に緊急事態宣言が発出 茨城県、栃木県、群馬県、静岡県、京都府、兵庫県、福岡県の7府県に緊急事態宣言が発出 東京パラリンピックが開会(原則として無観客) 北海道、宮城県、岐阜県、愛知県、三重県、滋賀県、岡山県、広島県の8道県に緊急事態宣言が発出
12月3日 4日 14日	東京に居住する方の旅行、65歳以上または基礎疾患を持つ方の東京を目的とする旅行についてGo To トラベル事業の利用自粛を要請 更新登録に関する旅行業法の弾力的な適用を令和4年3月更新分まで適用することが決定 年末年始(12月28日から1月11日まで)の旅行について、Go To トラベル事業の支援を一時停止することが決定	10月1日 5日	全国で緊急事態宣言、まん延防止等重点措置を解除 観光庁が観光分野における「ワクチン・検査パッケージ」に関する技術実証の実施を公表



第17回支部長連絡会(令和3年9月28日)はリモートで開催された

第17回支部長連絡会が令

第17回支部長連絡会

全議事の終了後に、近藤幸二副会長より閉会挨拶がなされ終了した。



開会挨拶をする近藤副会長(第17回支部長連絡会)

和3年9月28日(火)午前に開催された。原則リモートで開催された本会議は、46名の支部长及び2名の監事が出席し、近藤副会長の開会挨拶、(株)全旅の中間社長の来賓挨拶がなされた。

その後、苦情弁済委員会及び総務財務委員会の実施報告に続き、本部提出事項として、令和3年度 国内旅行業務取扱管理者試験及び旅行業務取扱管理者定期研修の実施状況、「第16回国内観光活性化フォーラム in やまなし」の準備状況等報告、(5)令和3年度会員実態調査の報告、(6)G o T o トラベル宿泊施設感染症対策調査の状況報告などについて説明された後、質疑応答が行われた。

最後に、駒井輝男副会長より閉会挨拶がなされ、第17回支部長連絡会は閉会した。

1. 委員会規程の一部改正(案)
委員会規程の一部改正(案)が提案され、協議の結果、原案どおり了承され、次回の理事会へ上程されることとなつた。

2. 新規入会申込者(案)
新規入会申込者(条件なし入会4支部4社、条件付入会20支部29社)の入会について提案され、協議の結果、原案どおり承認された。

について報告された。



第38回常任理事会(令和3年9月27日)

第38回常任理事会が、令和3年9月27日(月)午後に全協本部会議室で開催された。議事に先立ち、北敏二副会長より開会挨拶、(株)全旅の中間幹夫社長より来賓挨拶がなされた。その後、報告事項に移り、以下の常任委員会報告がなされた。

「第68回苦情弁済委員会(8月30日)」 ①認証申出案件
「第52回総務財務委員会(9月16日)」 ①委員会規程の一部改正、②総務財務委員会の当面の検討課題、③第1種旅行業者の新規入会申込への対応

第38回常任理事会



開会挨拶をする北副会長(第38回常任理事会)

統いて、①東北、関東、近畿及び九州地方支部長連絡会の活動状況、②令和3年度 国内の準備状況等報告、⑤令和3年度会員実態調査の報告、⑥施設状況、③令和3年度 旅行業者取扱管理者定期研修の実施、④「第16回国内観光活性化フォーラム in やまなし」の準備状況等報告、⑤令和3年度会員実態調査の報告、⑥G o T o トラベル宿泊施設感染症対策調査の状況報告など

第38回常任理事会

第17回支部長連絡会

令和3年度 国内旅行業務取扱管理者試験を 9月5日に実施 合格率は42.6%

当協会は、観光庁長官の試験事務代行機関として、本年度の国内旅行業務取扱管理者資格の国家試験を9月5日

(日)に全国9都市(北海道、宮城、埼玉、東京、愛知、大

阪、広島、福岡、沖縄)15会場で実施した。

本年の国家試験は、昨年から引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を徹底した上で実施した。

試験当日は1万569名

(全科目受験者9,910名、免除A受験者636名、免除B受験者23名)が受験し、このうち合格者は4,498名で、合格率は42.6%となつた。



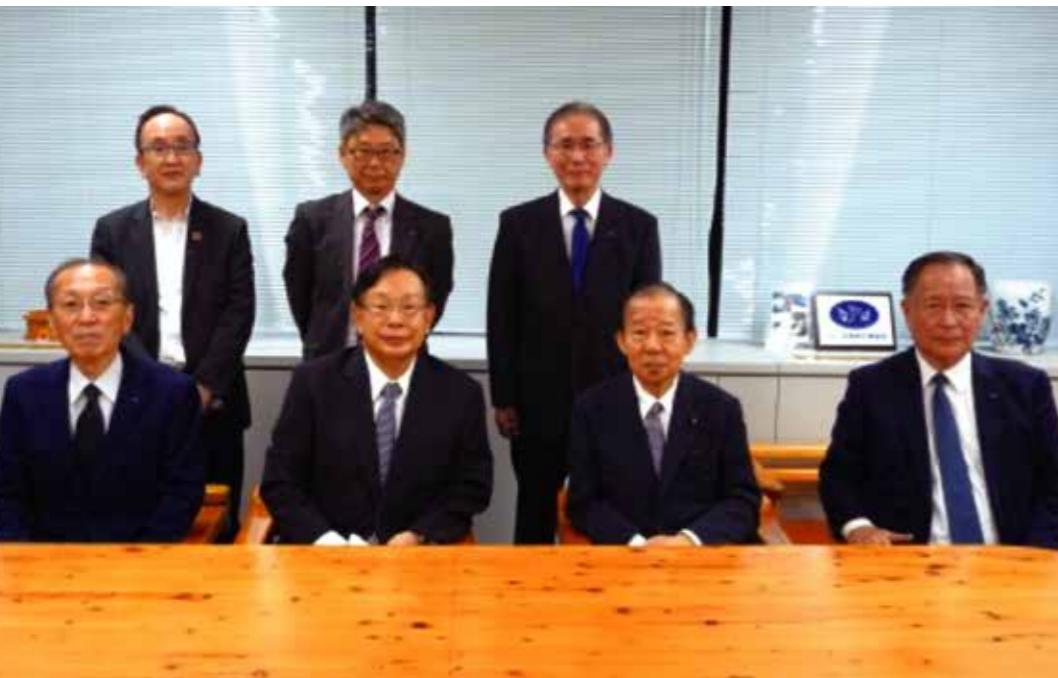
令和3年度 国内旅行業務取扱管理者試験 実施結果一覧表

試験地	区分	申込者(人)	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
北海道	全科目	477	406	144	35.5%
	免除A	28	28	17	60.7%
	免除B	0	0	0	0.0%
	計	505	434	161	37.1%
宮城県	全科目	591	470	172	36.6%
	免除A	39	36	25	69.4%
	免除B	1	1	1	100.0%
	計	631	507	198	39.1%
埼玉県	全科目	1,310	1,132	490	43.3%
	免除A	96	96	56	58.3%
	免除B	2	2	2	100.0%
	計	1,408	1,230	548	44.6%
東京都	全科目	4,487	3,748	1,612	43.0%
	免除A	221	214	151	70.6%
	免除B	9	8	3	37.5%
	計	4,717	3,970	1,766	44.5%
愛知県	全科目	1,249	1,043	436	41.8%
	免除A	68	65	46	70.8%
	免除B	1	1	1	100.0%
	計	1,318	1,109	483	43.6%
大阪府	全科目	2,237	1,888	742	39.3%
	免除A	115	114	85	74.6%
	免除B	7	7	1	14.3%
	計	2,359	2,009	828	41.2%
広島県	全科目	422	313	136	43.5%
	免除A	30	29	20	69.0%
	免除B	0	0	0	0.0%
	計	452	342	156	45.6%
福岡県	全科目	919	724	260	35.9%
	免除A	56	53	31	58.5%
	免除B	4	4	3	75.0%
	計	979	781	294	37.6%
沖縄県	全科目	226	186	63	33.9%
	免除A	3	1	1	100.0%
	免除B	0	0	0	0.0%
	計	229	187	64	34.2%
全国集計	全科目	11,918	9,910	4,055	40.9%
	免除A	656	636	432	67.9%
	免除B	24	23	11	47.8%
	計	12,598	10,569	4,498	42.6%

木村義雄前参議院議員が ANTA本部を表敬訪問

前参議院議員の木村義雄氏が当協会を表敬訪問し、二階会長、近藤副会長、駒井副

会長、北副会長、菅井専務理事と今後の観光施策について意見を交わした。



二階会長(前列左から3番目)を表敬訪問した木村義雄前参議院議員(前列左から2番目)

令和3年度ANTА・JATA共催 苦情対応勉強会

ANTA主催苦情対応勉強会 を札幌市で開催

ANTA苦情対応勉強会が令和3年10月4日(月)にTKP札幌駅カンファレンスセンターで開催された。当日は27名が参加し、冒頭に佐藤達雄北海道支部長より挨拶がなされた後、13時30分より勉強会が行われた。第一部は本部職員より「ANTAの苦情」と題しコロナ禍の苦情事例、書面交付等、本部に寄せられた苦情をもとに、事例から解決に至るまでの解説がなされた。

された。第二部は山本厚弁護士により「明日は我が身のケース・スティディー法で読み解く旅行トラブル」と題しコロナ禍における旅行、旅程変更と解除権・賠償責任・クレーマー対応等について、旅行業約款などの法律に基づく講義がなされた。

最後に岸俊光北海道支部運営委員より閉会の挨拶がなされた。

された。

12月15日(水)
○京都府(京都経済センター)
令和4年2月24日(木)

ANTA・JATA共催苦情対応セミナーを福岡市で開催

当協会とJATAとの共催に

試験当日は1万569名

15名が参加した。セミナーでは、ルビルで開催され、ANTA会員

免

り挨拶がなされた後、両協会の苦情相談の傾向や受付件数について報告された。続いて、三浦雅

A

部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

B

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

C

ースタディの講義がなされた。

D

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

E

ースタディの講義がなされた。

F

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

G

ースタディの講義がなされた。

H

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

I

ースタディの講義がなされた。

J

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

K

ースタディの講義がなされた。

L

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

M

ースタディの講義がなされた。

N

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

O

ースタディの講義がなされた。

P

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

Q

ースタディの講義がなされた。

R

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

S

ースタディの講義がなされた。

T

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

U

ースタディの講義がなされた。

V

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

W

ースタディの講義がなされた。

X

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

Y

ースタディの講義がなされた。

Z

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

AA

ースタディの講義がなされた。

BB

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

CC

ースタディの講義がなされた。

DD

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

EE

ースタディの講義がなされた。

FF

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

GG

ースタディの講義がなされた。

HH

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

II

ースタディの講義がなされた。

JJ

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

KK

ースタディの講義がなされた。

LL

クイズ形式で解説がなされ、第一部は「お客様からの声を活かす苦情の報告2021」に沿ってケ

MM

</div

第16回 国内観光活性化フォーラム in やまなし

成功に向けて本部・地元合同実行委員会を開催

山梨県知事・甲府市長を表敬訪問

新型コロナウイルス感染防止の観点から、来年3月9日(水)に延期された第16回国内観光活性化フォーラム in やまなし(会場:山梨県甲府市・YCC県民文化ホール)の開催準備の再始動を図るため、10月20日(水)に本部と地元の合同実行委員会が甲府市内で開催された。

当日前は、本部の近藤駒井・北副会長、菅井専務理事及び地元の菅沼山梨県支部長らが、山梨県庁、甲府市役所を訪問し、長崎山梨県知事、樋口甲府市長に表敬挨拶を行い、本フォーラムへの協力を依頼した。

午後の合同実行委員会では、開催規

模、大会次第、スケジュール、感染防止対策を講じた上で、実施等について協議がなされ、このフォーラムを好機として、山梨の地から旅行業界の復活、反転を誓った。開催の成功に向けて、攻勢に向かって、開催の成功を誓った。



長崎幸太郎山梨県知事(中央)を表敬訪問



樋口雄一甲府市長(中央)を表敬訪問

令和3年度 旅行業務取扱管理者定期研修(7月～9月)を実施

平成30年1月4日に施行された旅行业法の改正により、旅行業者によつて選任された旅行業務取扱管理者(以下「選任管理者」)について、旅行業務修」の受講が義務化された。選任管

理者は所属する旅行業者の更新登録申請に先立ち、5年ごとに旅行業協会が実施する定期研修を受講し、旅行業者の職務に必要な最新の知識を習得し、能力の向上を図ることが義務付けられている。

本年7月～9月に9会場で実施し、450名が修了した。なお、本年11月、12月に金沢市、鳥栖市、水戸市の3都市での開催を予定している。

旅行業務取扱管理者定期研修(全国旅行業協会ホームページ)
https://www.anta.or.jp/exam/ken/shu/teiki_annai.html

令和3年度 会員実態調査報告書

(令和3年6月1日調査) 一般社団法人 全国旅行業協会

本調査は、当協会に所属する正会員旅行業者5,429社(令和3年6月1日現在)を対象に、各会員の業務状況及び業務内容等の実態を把握するため、平成14年度(2002年度)から実施しているものである。

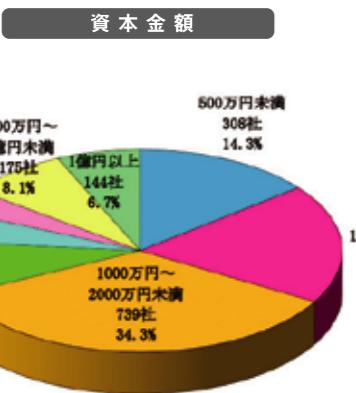
調査票を送付した5,429社の正会員のうち2,525社から調査票の提出があり、全体の提出率は46.5%となつた。(前回調査:令和2年度提出率46.5%)

提出状況は、第1種会員提出数が33社(第1種会員数54社:提出率61.1%)、第2種会員提出数が1,232社(第2種会員数2,548社:提出率48.8%)、第3種会員提出数が1,200社(第3種会員数2,735社:提出率43.9%)、地域限定会員提出数が54社(地域限定会員数113社:提出率47.8%)であった。(旅行業種別の無記入6社)

会員事業者の概要

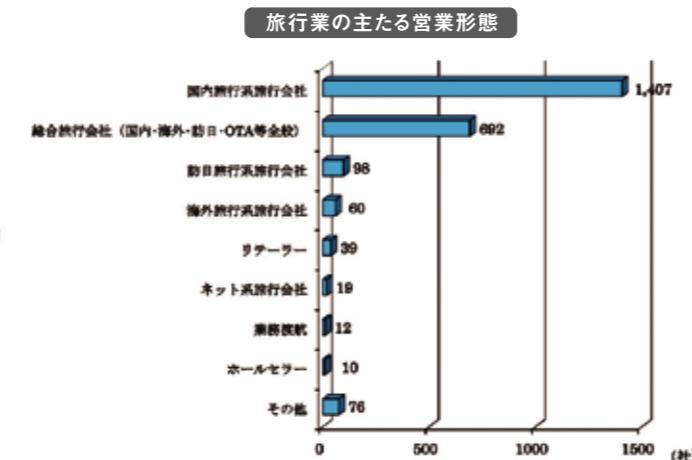
1. 資本金(2,153社回答)

資本金が5,000万円未満の企業が85.2%(前回調査:85.1%)であった。



2. 旅行業の主たる営業形態(2,413社回答)

国内旅行系旅行会社が58.3%、総合旅行会社が28.7%であった。



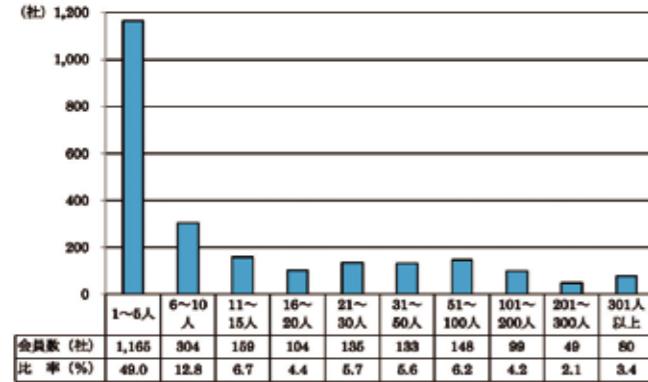
3. 従業員数

(1) 全従業員数(2,376社回答)

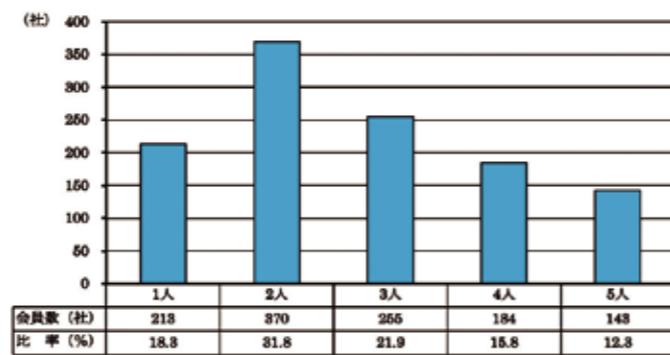
①全従業員数は1社平均40.0人(前回49.5人)であった。

②全従業員5人以下の会員は49.0%を占めた。

全従業員数



全従業員数(5人以下)



成功に向けて本部・地元合同実行委員会を開催

山梨県知事・甲府市長を表敬訪問

新型コロナウイルス感染防止の観点から、来年3月9日(水)に延期された第16回国内観光活性化フォーラム in やまなし(会場:山梨県甲府市・YCC県民文化ホール)の開催準備の再始動を図るため、10月20日(水)に本部と地元の合同実行委員会が甲府市内で開催された。

当日前は、本部の近藤駒井・北副会長、菅井専務理事及び地元の菅沼山梨県支部長らが、山梨県庁、甲府市役所を訪問し、長崎山梨県知事、樋口甲府市長に表敬挨拶を行い、本フォーラムへの協力を依頼した。

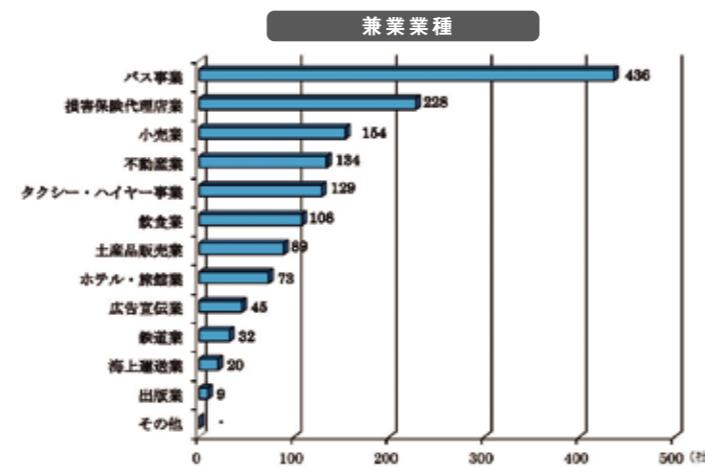
午後の合同実行委員会では、開催規

模、大会次第、スケジュール、感染防止対策を講じた上で、実施等について協議がなされ、このフォーラムを好機として、山梨の地から旅行業界の復活、反転を誓った。開催の成功に向けて、攻勢に向かって、開催の成功を誓った。

《令和3年度 定期研修(令和3年7月～9月)実施結果一覧》

開催日	開催地	会 場	申込者数	修了者数
7月6日(火)	さいたま市	JA共済埼玉ビル	49名	49名
7月7日(水)	名古屋市	TKPガーデンシティPREMIUM 名駅西口	63名	62名
7月13日(火)	新潟市	新潟日報メディアシップ	51名	51名
7月28日(水)	盛岡市	アイーナ (いわて県民情報交流センター)	30名	30名
8月2日(月)	大阪市①	天満研修センター	80名	79名
8月5日(木)	熊本市	熊本城ホール	44名	44名
8月10日(火)	広島市	RCC文化センター	42名	42名
8月12日(木)	東京都①	自動車会館	46名	46名
9月16日(木)	高松市	サンポートホール高松	47名	47名
合 計 (全国9会場)				452名 450名

(2)「兼業あり」と回答した会員のうち、上位の業種は、バス事業(回答会員の34.5%:前回42.4%)、損害保険代理業(回答会員の18.0%:前回22.4%)であった。

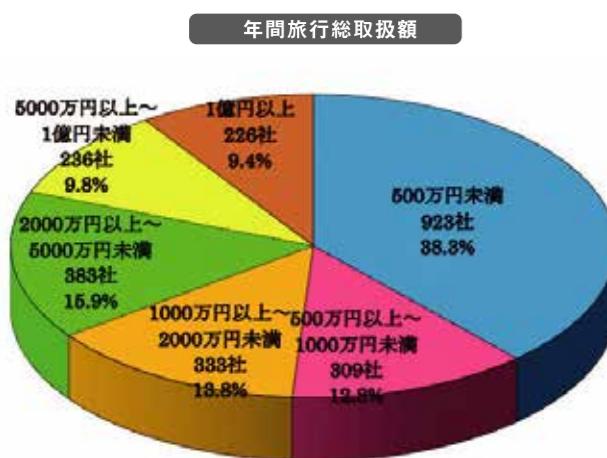


旅行の取り扱い

1.年間の旅行総取扱額・人数

(1)旅行取扱総額(2,410社回答)

前事業年度の旅行総取扱額が5000万円未満の会員が1,948社(80.8%・前回調査:55.2%)で、平均取扱額は3,414万円となった。



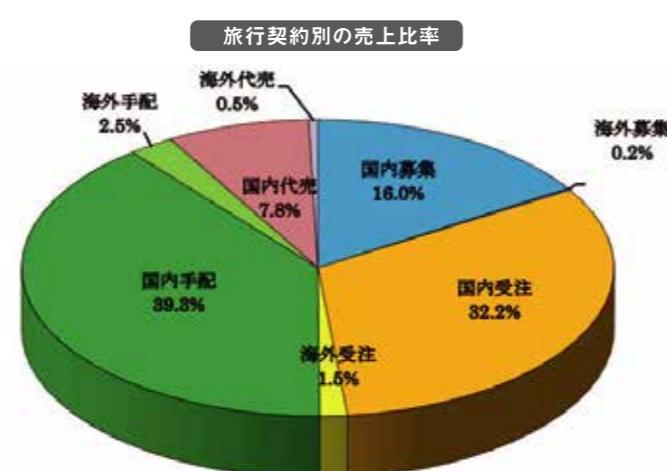
(2)旅行取扱人数(2,351社回答)

年間旅行総取扱人数が1万人未満の会員が95.7%を占め、そのうち1,000人未満は1,619社(68.9%:前回44.6%)となり、平均取扱人数は2,347人であった。



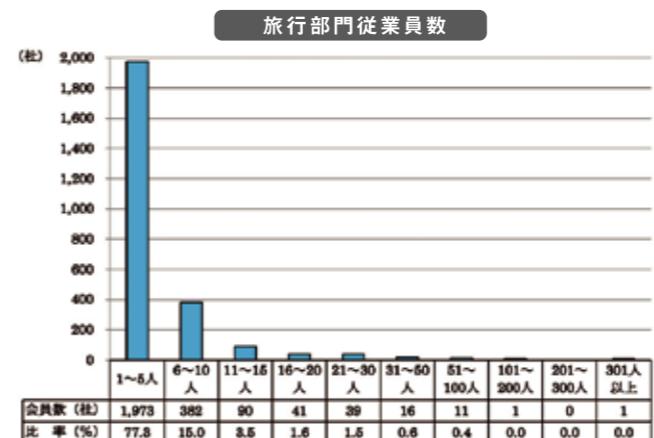
2.旅行契約別の売上比率(2,245社回答)

前事業年度の旅行売上高全体を100%としたときの平均比率は、募集型企画旅行が16.2%(うち海外0.2%)、受注型企画旅行が33.7%(うち海外1.5%)、手配旅行が41.8%(うち海外2.5%)、他社商品の代理販売が8.3%(うち海外0.5%)であった。(前回 募16.2%、受38.3%、手34.4%、他11.1%)



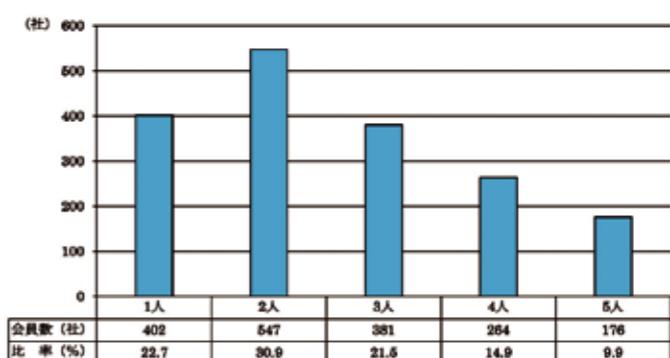
(2)旅行部門従業員数(2,218社回答)

①旅行業務に従事する従業員は1社平均5.4人(前回5.7人)であった。



②旅行部門が5人以下の会員が1,973社で77.3%を占めた。

旅行部門従業員数(5人以下)



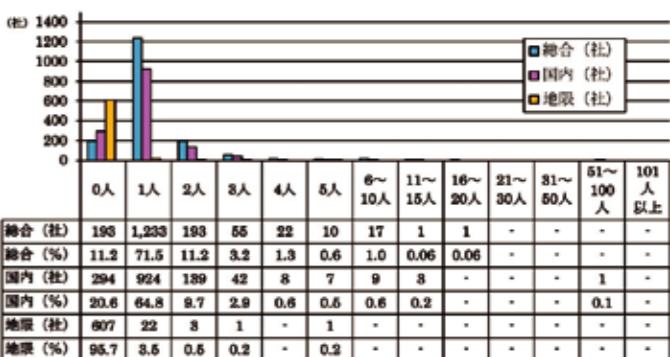
(3)旅行業務取扱管理者(総合・国内・地域限定)

旅行業務取扱管理者(総合)を選任している会員は1,532社で全体の60.8%を占めた。

資格保有者は3,211人で、1社平均1.7人(前回1.8人)。旅行業務取扱管理者(国内)を選任している会員は1,133社で全体の45.0%を占めた。

資格保有者は3,210人で、1社平均1.7人(前回2.0人)。旅行業務取扱管理者(地限)を選任している会員は27社で、資格保有者は52人であった。

旅行業務取扱管理者・選任者数(総合・国内・地限)

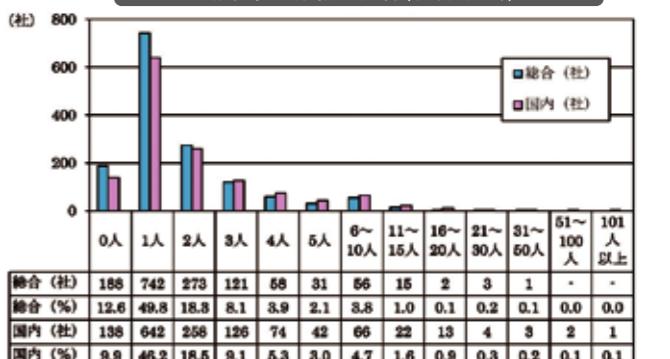


(4)旅程管理業務主任者(総合・国内)

旅程管理業務主任者(総合)は1社平均1.8人(前回1.7人)。

旅程管理業務主任者(国内)は1社平均2.6人(前回2.7人)。

旅程管理業務主任者(総合・国内)

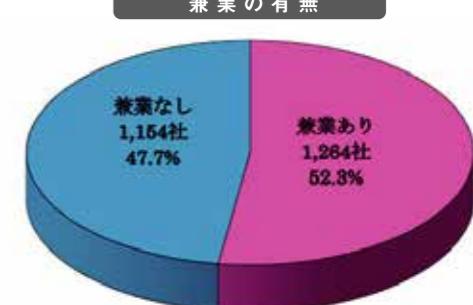


4.兼業の状況

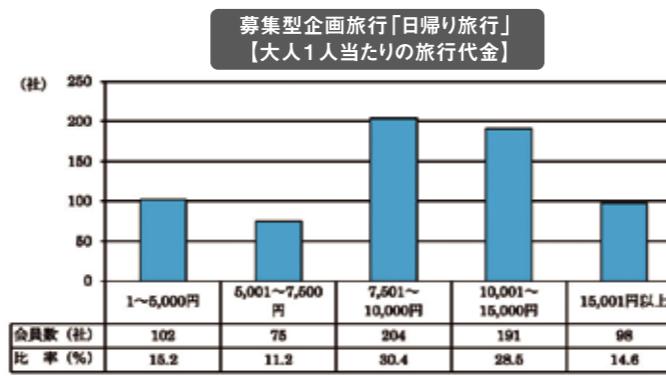
(1)兼業の有無(2,418社回答)

「兼業あり」と回答した会員は1,264社(52.3%:前回49.0%)、「兼業なし」と回答した会員は1,154社(47.7%:前回調査:51.0%)。

兼業の有無

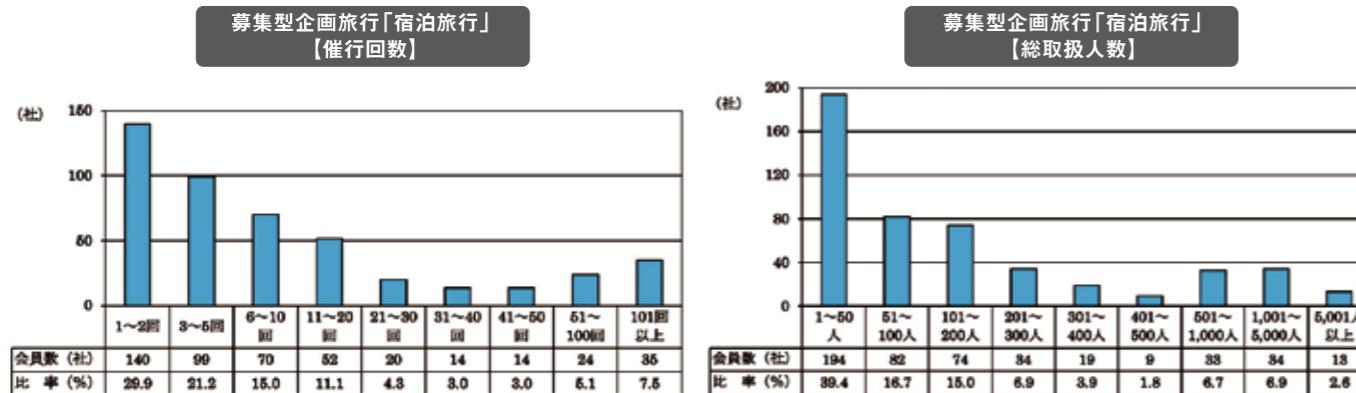


大人1人あたりの「旅行代金」では、7,501～10,000円が30.4%で最も多い、平均は10,764円となった。

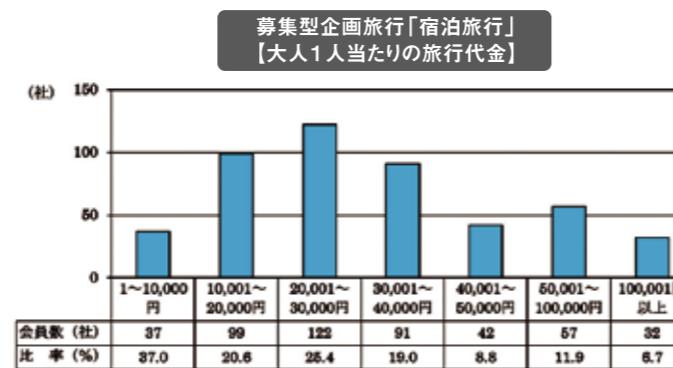


(3) 募集型企画旅行の「宿泊旅行」の内訳(493社回答)

前項(1)で自社による募集型企画旅行を「実施した」と回答した会員のうち、宿泊を伴う旅行の内訳は、催行回数20回以下が8割を占め、平均は39.5回であった。また、総取扱人数は300人以下が6割以上を占め、平均は400.1人であった。



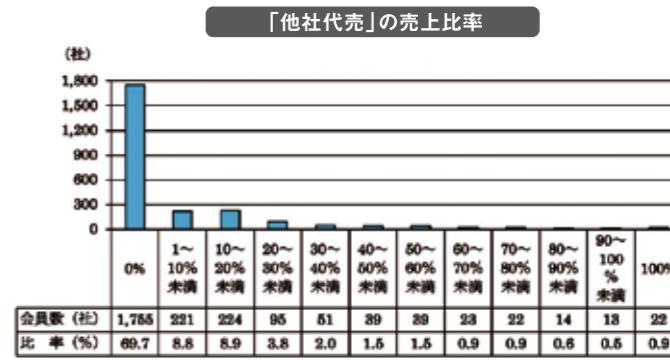
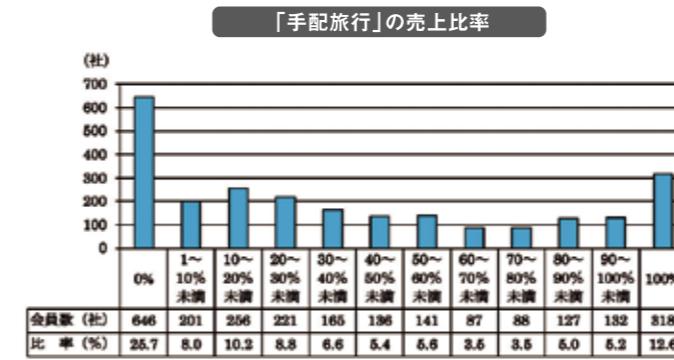
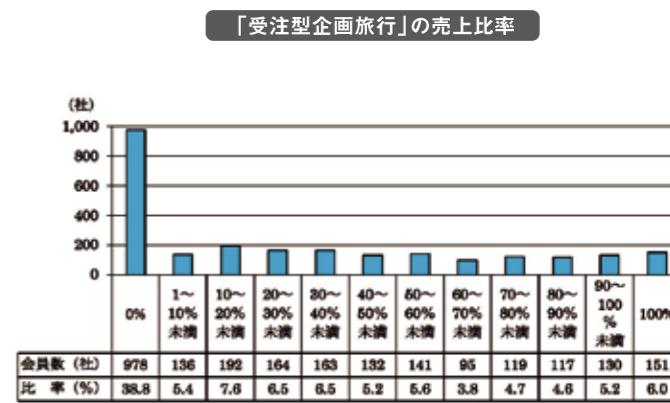
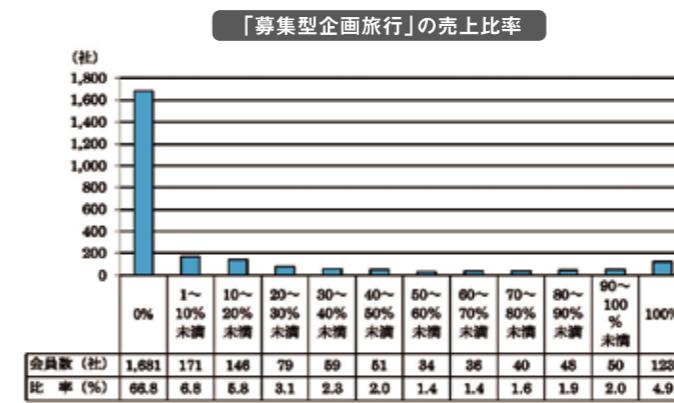
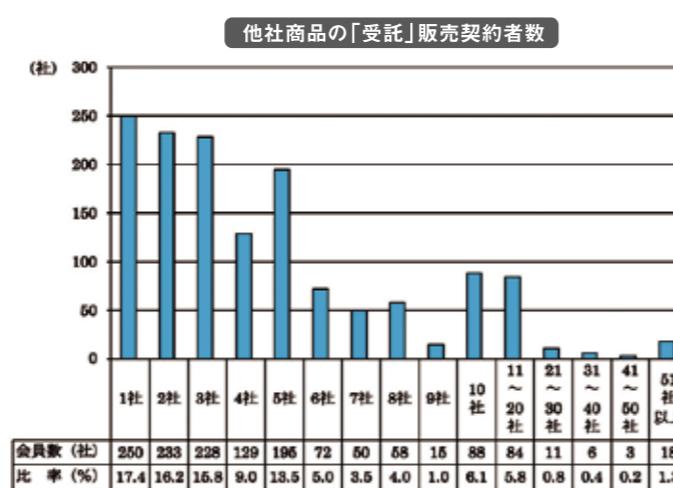
大人1人あたりの旅行代金では、20,001～30,000円が25.4%で最も多い、平均は30,242円となった。



4. 委託・受託販売契約者数

(1) 他社商品の「受託」販売契約者数(2,116社回答)

他社商品の「受託」販売を行う契約旅行業者数は平均4.1社であった。

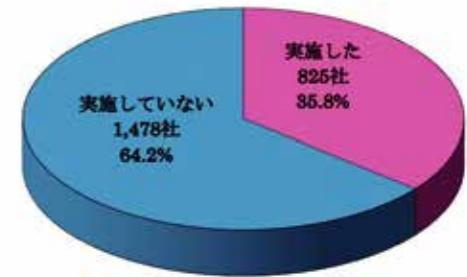


3. 募集型企画旅行の実施

(1) 「募集型企画旅行」の実施状況(2,303社回答)

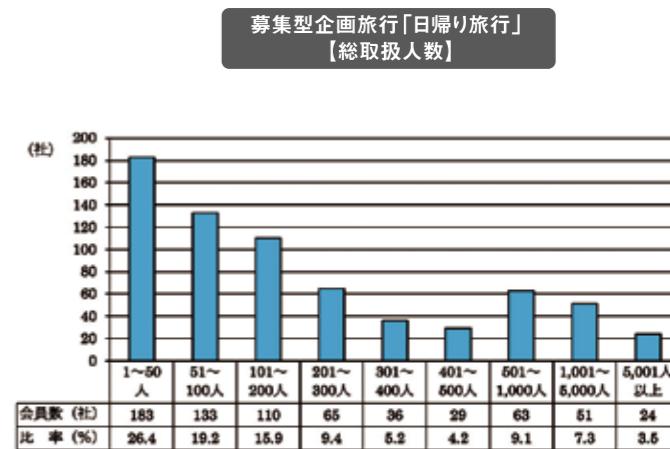
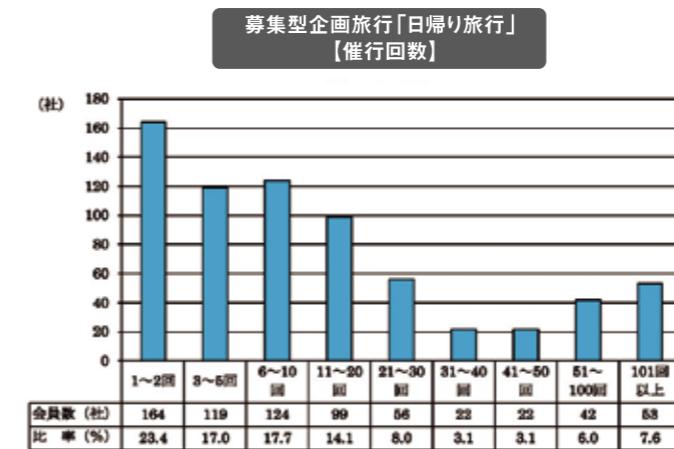
前事業年度に自社による募集型企画旅行を「実施した」と回答した会員は825社(35.8%・前回調査:63.7%)であった。

募集型企画旅行の実施状況



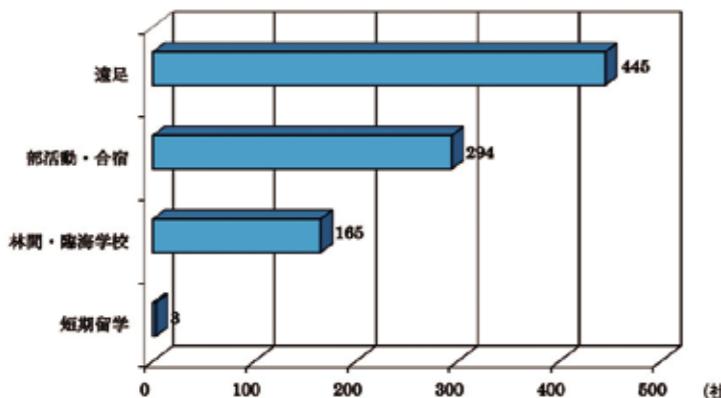
(2) 募集型企画旅行の「日帰り旅行」の内訳(701社回答)

前項(1)で自社による募集型企画旅行を「実施した」とした会員のうち、「日帰り旅行」の内訳は、催行回数20回以下が7割を超え、平均実施回数は47.0回であった。また、総取扱人数は、1~50人が26.4%で最も多く、平均は723人であった。



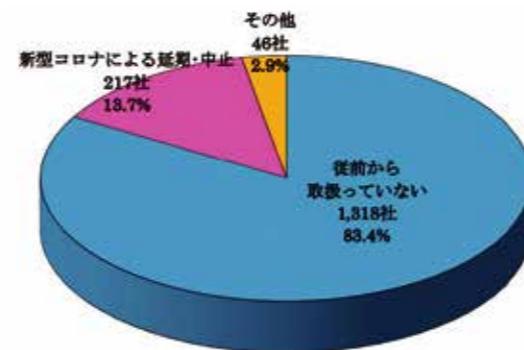
(5)前項(4)で教育旅行を「取り扱った」と回答した会員のうち、取扱った種類は遠足が445件と最も多かった。(575社回答) ※複数回答

取り扱った「教育旅行」(修旅を除く)の種類



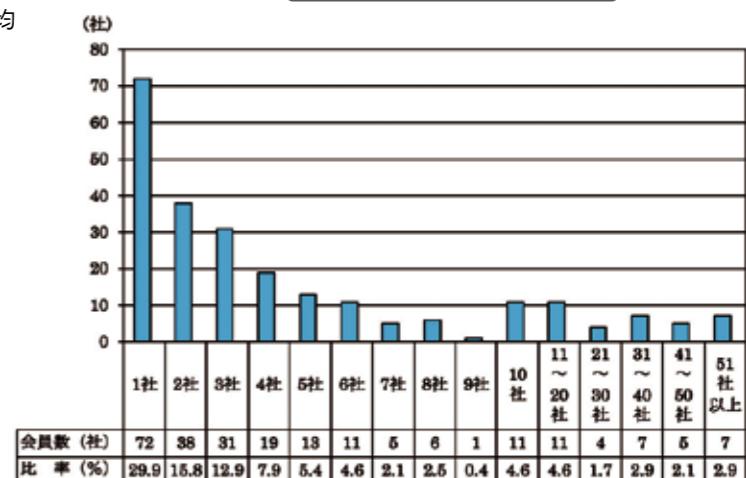
(6)前項(4)で教育旅行を「取り扱わなかった」と回答した会員のうち、取扱わなかった理由として「新型コロナによる延期・中止」との回答が217社であった。(1,581社回答)

「教育旅行」(修旅を除く)を取り扱わなかった理由



(2)自社商品の「委託」販売契約者数(1,944社回答)
自社商品の「委託」販売を行う契約旅行業者数は平均2.1社であった。

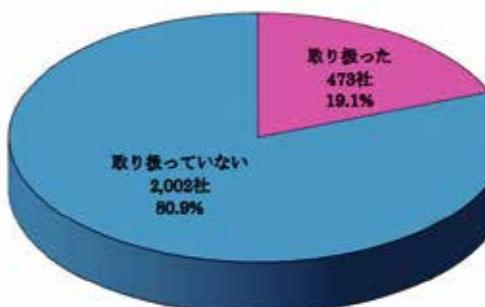
自社商品の「委託」販売契約者数



5.教育旅行の取り扱い

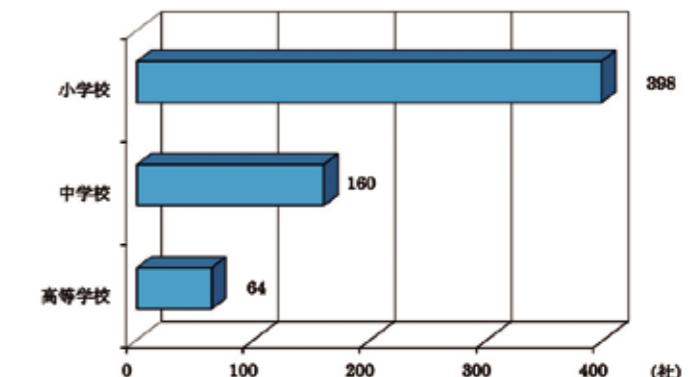
(1)修学旅行の取扱状況(2,475社回答)
前事業年度に「修学旅行」を「取り扱った」と回答した会員は、473社(19.1%:前回21.0%)であった。

「修学旅行」の取扱状況



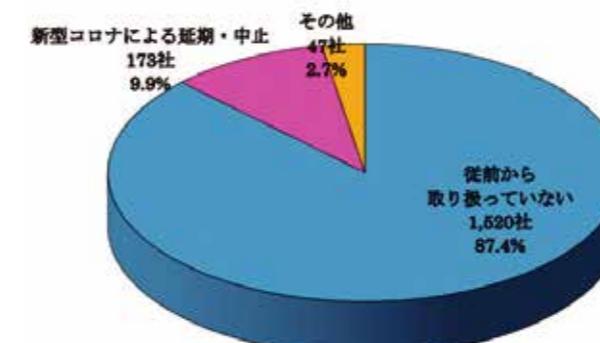
(2)前項(1)で修学旅行を「取り扱った」と回答した会員のうち、取扱った学校は「小学校」が398件と最も多かった。(440社回答) ※複数回答

「修学旅行」を取り扱う学校区分



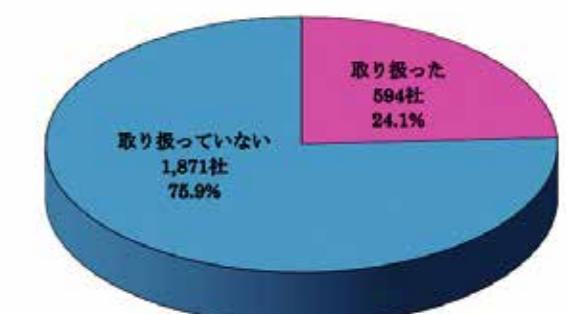
(3)前項(1)で修学旅行を「取り扱っていない」と回答した会員のうち、取扱わなかった理由として「新型コロナによる延期・中止」との回答が173社であった。(1,740社回答)

「修学旅行」を取り扱わなかった理由



(4)教育旅行(修学旅行を除く)の取扱状況(2,465社回答)
前事業年度において、修学旅行以外の教員が引率する「教育旅行」を取り扱ったと回答した会員は594社であった。

「教育旅行」(修旅を除く)の取扱状況



WQF X WORKATION @ FUKUOKA.

一般社団法人 ふくしなう ハッピートラベル Happy Travel

福岡市“福岡型ワーケーション”事業 × 福祉 × 旅
=「新しい共生社会を、ここ福岡から」を合言葉に、福岡のユニークな試みで挑戦されている障がい福祉施設様方と力をあわせ、福岡でしか体験できない滞在＆特別研修プログラムを日本中の福祉施設運営者の方々にお届けいたします！

NPO 法人さんえす 絶品ひだまりプリン

アート「アトリエプラット」 音楽「ミュージックアンサンブル」 JOY 楽部

社会福祉法人明日へ向かって 文化芸術棟 2021年完成！

各公式ホームページにてもっと詳しい日程をご案内。また、各コース販売手数料 8% をお返しします！

ハッピートラベル公式

QRコード

お問い合わせ…

福岡市登録旅行業者 第1-2107号 一般社団法人全国旅行業協会正会員 株式会社 ハッピートラベル TEL: 092-483-1177 担当: 下田 e-mail: shimoda@happytravel.jp

株式会社ハッピートラベルは、福岡市「福岡型ワーケーション推進事業」の正式登録販売事業者です。

WORKATION @ FUKUOKA. よく働き、よく遊ぼう

WQF



～香港の魅力をご紹介～



日本局長
堀 和典
香港政府観光局

経済や貿易の中心地としても名高い香港は、中国の南東端に位置し、総面積は約1,100平方キロメートルで、その領土には香港島や九龍半島、新界および約260の離島が含まれます。日本から空路で約4～5時間、時差も1時間と気軽に訪れることができる香港は、例年約1,000万人以上の日本人が訪れます。日本人観光客には、特に中国料理や香港のローカルグルメやショッピング、それにビクトリア・ハーバーの景色

を楽しんでいます。
香港の自然は、新しい香港の魅力の1つとして近年海外からの旅行者の間でも関心が高まっています。香港政府観光局では、香港の自然の楽しみ方を紹介する「グレート・アウトドア香港」プロモーションを数年前より行っています。イギリス統治時代に多くのトレイルコースが整備された香港では、年間多くのトレイル関連イベントが開催されています。

夏の海でのカヤックやビーチサイドでのウォーターアクティビティ、また山や滝へのハイキングや離島への半日～1

などが人気です。このような大都会としてのイメージが強い香港ですが、実は、香港の領土の約40パーセントは自然公園と自然保護区に指定されており、平坦な市街地は全体の25パーセント未満です。このような自然が広がる地域が都市部と近いこともあり、香港の人たちは、週末になるとハイキングやサイクリングを楽しんでいます。

香港の自然は、新しい香港の魅力の1つとして近年海外からの旅行者の間でも関心が高まっています。香港政府観光局では、香港の自然とハイキングやサイクリングを楽しんでいます。

その後も注目されていくでしょう。さて、近年の旅のトレンドの1つとして、近年の旅のトレンドの1つとして、「街歩き」プロモーションを行っています。2021年以降に新たに注目となる地域は、九龍半島の南東部を埋立てた新しいエリアから隣接する昔ながらのエリアを含む「西九龍（ウエスト・カオルーン）」地域です。この地域には、香港で「一番高い118階建てのビル「環球貿易広場（ICC）」や、香港と中国本土を結ぶ広深港高速鉄道の「西九龍駅」のほか、中国オペラを鑑賞するための「戯曲センター」などの新しい施設が近年続々と建設され、「西九龍文化地区」として開発が進んでいます。

2021年11月12日には、現代視覚文化の美術館としてアジア初、そして世界最大級となる「M+」がオープンします。17,000平方メートルの展示スペースに、20世紀から21世紀にかけてのビジュアルアート、デザイン、建築、動画、香港の視覚文化を収集、展示、解釈することを目的としたユニークな美術館です。8,000点余りの作品が収蔵されています。



ビクトリア・ハーバーから望む絶景

日のショートトリップは、旅行者でも気軽に楽しむことができ、アフターコロナの都会の密を避け、リラックスした観光に最適なアクティビティの1つとして今まで、このように街の特徴や歴史、文化を紹介する「街歩き」プロモーションを行っています。2021年以降に新たに注目となる地域は、九龍半島の南東部を埋立てた新しいエリアから隣接する昔ながらのエリアを含む「西九龍（ウエスト・カオルーン）」地域です。この地域には、香港で「一番高い118階建てのビル「環球貿易広場（ICC）」や、香港と中国本土を結ぶ広深港高速鉄道の「西九龍駅」のほか、中国オペラを鑑賞するための「戯曲センター」などの新しい施設が近年続々と建設され、「西九龍文化地区」として開発が進んでいます。

2021年11月12日には、現代視覚文化の美術館としてアジア初、そして世界最大級となる「M+」がオープンします。17,000平方メートルの展示スペースに、20世紀から21世紀にかけてのビジュアルアート、デザイン、建築、動画、香港の視覚文化を収集、展示、解釈することを目的としたユニークな美術館です。8,000点余りの作品が収蔵されています。

評価され建築物として展示されることでも話題となっています。2022年に香港は、同エリアに「香港故宮博物館」のオープンも予定されています。この地域の芸術施設の発展により、香港はアジアにおけるアート市場の国際的な拠点へと成長するでしょう。

西九龍文化地区から隣接する油麻地（ヤウマティ）・佐敦（ジョーダン）エリアには、多くの歴史的建築物や老舗のお店、伝統的な職人技を受け継ぐ賑やか



自然も香港の魅力の一つ

なコミュニティがあります。点心を蒸すための蒸籠や包丁、麻雀牌や扇子に至るまで、昔ながらのスタイルを貫く手工業が、現代のニーズに合わせた製品開発やカスタマイズをしながら健在しています。また、古い建物を利用する形でホテルやショppingに再生させていくことで、街の歴史や趣を残していく、どこかほっとするような雰囲気を味わえるのもこの街ならではです。西九龍地域の「街歩き」をプロモーションすることで、「芸術と生活」といった、切っても切り離せない要素を観光の側面からも橋渡しをしていきます。アート、歴史、文化、グルメ、景色の見どころをすべて備え持つこのエリアは、まさに体験型の旅行ができる場所なのでぜひご注目ください。

そして、グルメ都市としても有名な香港を語る際には、当然美味しい食事は欠かせません。「ミシュランガイド・香港オ」や、「アジアのベスト50」といった世界的な格付けで評価を得ているレストランから、昔ながらのローカル店まで数多くあります。短い旅行でも変化をつけて楽しむことができるのが香港の特徴です。日本では味わうことのできない洗練された本場の広東料理や、香港が漁村だった時代から続く新鮮なシーフード料理、西洋と



西九龍の手彫り麻雀牌



香港で味わう美食

ツーウェイツーリズムの今後の発展に尽力してまいりたいと考えております。新型コロナウィルスへの徹底した感染防止対策と衛生管理により、香港では社会活動のほとんどが正常に戻り、域内での経済も回復基調をたどっています。また感染対策の一環として観光業界の業種毎に定められた予防措置が確実に実施されているかを検証する「防疫衛生対策認証スキーム」には、ショッピングモール、ホテル、アトラクション、レストラン、小売店等を合わせた2,900の企業が参加しています。海外旅行再開の際には、旅行者の皆様には安心して香港にご旅行いただけるよう準備を整えております。

香港はこれからも、魅力あふれる都市として、そしてアジアのアート発信地として、輝き続けます。皆様のお越しを心よりお待ちしております。

日々の生活を垣間見て、彼らと同じローカル目線で旅をする」というスタイルが挙げられるのではないかでしょうか。香港政府観光局では、エリエゴトニ街の特徴や歴史、文化を紹介する「街歩き」プロモーションを行っています。2021年以降に新たに注目となる地域は、九龍半島の南東部を埋立てた新しいエリアから隣接する昔ながらのエリアを含む「西九龍（ウエスト・カオルーン）」地域です。この地域には、香港で「一番高い118階建てのビル「環球貿易広場（ICC）」や、香港と中国本土を結ぶ広深港高速鉄道の「西九龍駅」のほか、中国オペラを鑑賞するための「戯曲センター」などの新しい施設が近年続々と建設され、「西九龍文化地区」として開発が進んでいます。

2021年11月12日には、現代視覚文化の美術館としてアジア初、そして世界最大級となる「M+」がオープンします。17,000平方メートルの展示スペースに、20世紀から21世紀にかけてのビジュアルアート、デザイン、建築、動画、香港の視覚文化を収集、展示、解釈することを目的としたユニークな美術館です。8,000点余りの作品が収蔵されています。



(一社)北海道旅行業協会

道東地域セミナーを北海道旅行業協同組合と共に
万全な感染防止対策で「安心なセミナー」を実現

(一社)北海道旅行業協会は、セミナーには足を運ぶことがで
きないという会員からの声を受けて、北海道旅行業協会 北海
道旅行業協同組合では、例年、道北(旭川)・道東(釧路)・道南
(函館)に出向き、出張セミナー

セミナーには足を運ぶことがで
きないという会員からの声を受
けて、北海道旅行業協会・北海
道旅行業協同組合では、例年、
道北（旭川）・道東（釧路）・道南
(函館)に出向き、出張セミナー
を開催しております。各地域
で行うセミナーには毎年、地元
で営業される多数の会員から
参加いただいております。
新型コロナ感染拡大の影響
で、北海道で緊急事態宣言が

発出されていたこともあり、セミナー参加者には、ワクチン2回接種証明書の提出、または、事前に送付した抗原検査キットでの検査結果の提出を求めるなど最大限の感染防止対策を講じて、参加者全員がより安心して参加できる環境を整えました。

の佐藤会長は「新型コロナウイルス感染拡大が、ワクチンの接種で徐々に感染が減少している傾向である。まだまだ安全であるとは言えないが、いつまでも自肃をする訳にもいかない。我々旅行業界が積極的に行動することにより、観光業界全体が少しでもコロナ前の状況に回復すると信じている。今後もコロナと闘いながら業界の回復



挨拶をする北海道旅行業協会の佐藤会長と北海道旅行業協同組合の松本理事長（奥）



提出を求めたワクチン接種証明書



セミナーは密を防いで実施
業協同組合の松本理事長は「昨年、コロナ禍で前に開催した賛助会員と会員との商談会は114名の参加があり大成功に終わった。昨年はコロナ感染拡大で残念ながら商談会をはじめとする観光関連イベントが軒のみ中止となり、会員や賛助会員が商談する場が無くなっています。今年はコロナ対策を十分に講じたうえで、商談会を開催し、また、北海道旅行を語りました。



関東地方の支部長が全旅協本部を訪問
コロナ禍の現状について本部と意見を交換

令和3年9月10日に関東7都県の支部長が全旅協本部事務局を訪れ、長引くコロナ禍で苦しむ員の現状について菅井専務理事意見を交換した。

長
うな状況が続
る中で、会員の売上はコロナ前から激減し、致命的な打撃を被っています。お客様からの問い合わせがない一方で、固定費は発生し続け、経営を圧迫している」とコロナ禍での会員の窮状を訴え、「今後も同じじ

左から梶田支部長（埼玉県）、坂入支部長（神奈川県）、菅井専務理事、村山支部長（東京都）、長山支部長（茨城県）、榎本部長（千葉県）

各都県の会員から寄せられて
いる要望を伝え、「本部が政
府や関係省庁へ要望活動を行
う際の参考にしてもらいたい」
と求めた。

事業者の方へ

消費税の
インボイス
制度

登録申請受付中！

令和5年10月1日からインボイス制度が始まります。
インボイスを交付する事業者となるには事前に登録申請が必要です。

登録申請手続は、e-Taxをご利用ください!!

「e-Taxソフト(WEB版)」、「e-Taxソフト(SP版)」をご利用いただくと質問に回答していくことで申請が可能です。

e-Taxで申請した場合、電子データで登録通知の受領が可能です。

 個人事業者の方はスマートフォンからでもe-Taxで申請できます。
e-Taxのご利用には事前にマイナンバーカードの取得が必要です。

全国どこからでも誰でも参加可能な
オンライン説明会を開催

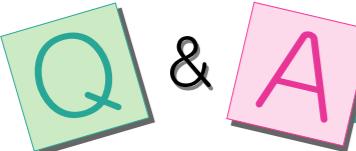
●インボイス制度に関する一般的なご相談は、軽減・インボイスコールセンターで受け付けてあります。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

インボイス制度の基本的な事項や留意すべき点などを解説します。また、チャット機能を利用した質疑応答も行っております。

説明会サイトへ▶ 

インボイス制度について詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覗ください。

特設サイトへ 



連載コラム…第25回

で考える旅行法務へのささやかなる接近

「広告に関する事項の管理・監督業務って何をするの?」



服部 豊

(株)JAL/パックにて海外添乗員・販売・研修・人事・CS推進・海外支店勤務等の業務に約30年従事。平成7年旅行業法・同約款大改正時には当時の運輸省観光部にて約半年間直接法改正実務に携わる。最近の旅行業約款個別認可申請制度や苦情処理セミナー等の研修にあたり、ANTA・JATA共催の研修会・説明会等でも説明者・講師を担当した。

平成30年1月に施行された「改正旅行業法」及び「旅行業者に対する罰則及び旅行業法第19条第1項に基づく不利益処分の基準(平成30年1月26日改正の通達別表)」にて、「旅行業務取扱管理者の職務違反」があった際は、当該「選任旅行業務取扱管理者」(以下、「管理者」といいます。)を選任した旅行業者が、登録行政庁の行政指導を受け、是正されないときは、18日間の業務停止処分を受ける恐れがあることになりました(同通達別表第10項)。

そこで、今回は、管理者の「広告に関する事項の管理・監督業務」について、実際にANTAに寄せられたお客様からの苦情を例にとりながらQ&A方式で述べてみたいと思います。

Q.1 旅行業法施行規則10条で定められた「管理者の10の職務」の中の1つに「法第12条の7及び法第12条の8の規定による広告に関する事項」(同6号)がありますが、「法第12条の7と同12条の8」では何を定めているのですか?

A.1

(1)「法12条の7の規定」では、募集広告への表示事項が定められています。
→募集企画旅行に参加するお客様を募集するために「募集

広告」を作るととき、最低限、以下の①～⑫のことを表示しなければならないことになっています。

(2)「法12条の8の規定」では、「誇大広告の禁止」について定めています。
→旅行業務について広告をするととき、「広告された旅行に関するサービスの内容その他の…事項について、著しく**事実に相違する**表示をし、又は実際のものよりも**著しく優良**であり、若しくは**有利**であると人を誤認させるような表示をしてはならないことになっています。

【募集広告の作成例】※①～⑫は A.2 の記載事項

③世界文化遺産 中尊寺と十和田・角館・松島 3日間

⑤旅行代金: 68,800円～77,800円

③出発日: 9月 ⑩・11・⑯・17・⑯・22・24・28・30日

10月1～5・⑥・7～9・(11)・(12)日

(無印は68,800円・○印は72,800円・□印は73,800円・△印は77,800円)

③日 程: ①羽田→青森=奥入瀬渓流散策=休屋→(十和田湖遊覧)~休屋=十和田湖畔(泊)
②十和田湖畔=八幡平山頂=田沢湖=角館=つなぎ温泉(泊)
③つなぎ温泉=中尊寺=松島→(松島遊覧)~塩釜=仙台→東京
【+ :航空機 =:貸切バス ~ :遊覧船 ー :新幹線】

④航空会社: 日本航空又は全日空
宿泊: 十和田湖畔: ○×旅館又は同等クラス、つなぎ温泉: △△旅館
食事: 朝食2回・昼食3回・夕食2回

⑫貸切バス会社: ○○○観光バス又は▲▲▲自動車
⑥添乗員: 添乗員が同行します。

⑦最少催行人員: ○名

⑨詳しい旅行条件を説明した書面をお渡しいたしますので、
事前にご確認の上、お申し込みください。

①企画旅行業者の氏名または名称、②企画者の住所・登録番号、③目的地・出発日・その他日程、④提供する旅行サービスの内容、⑤旅行代金、⑥添乗員の動向の有無、⑦最少催行人員、⑧旅行者が運送サービスを利用する際に取得することが望ましい輸送の安全に関する事項(上記広告には表示なし)、⑨取引条件説明を行う旨、⑩受託販売者、⑪加入している旅行業協会名、
⑫貸切バス事業者名(国内旅行の場合)

なお、表示事項の詳細は、2017年発刊「ANTA NEWS 11・12月号」の当コラム、「募集広告・旅行条件書作成例」(2019年 ANTA作成)、「旅行広告・取引条件説明書面ガイドライン」(2018年 ANTA・JATA作成)を参照願います。

次頁へ

テレワーク対応 在宅勤務

クラウド版 Webでリモートワーク

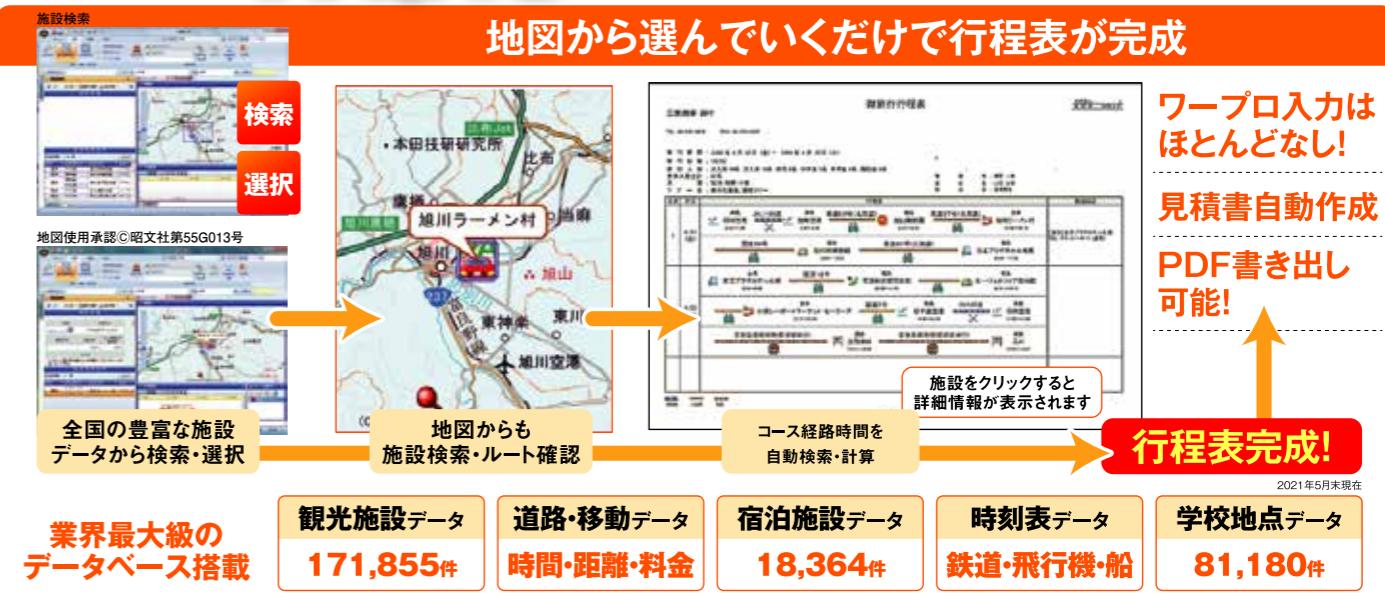
IT導入補助金(2/3補助)の申請可能!

あっ という間に 行程表・見積書 ができる

旅行業営業支援
ネットワークシステム

TR.NS 旅行業システムSP

地図から選んでいくだけで行程表が完成



しっかりしたいトコロはどこですか? 引受書・指示書が簡単にできます

バス運行管理システムSP

大好評! 旅行業システムと連動します

※当サービスの内容については万全を期していますが、弊社は一切誤りがないことを保証しません。



貴社の DX デジタルトランスフォーメーション をご支援します!

「メール」「スケジュール管理」「WEB会議」「表計算」など
いつでもどこでもどの端末からでも仕事ができる!

クラウド型
グループウェア

Google Workspace

見たまま編集! ダイレクト機能で、操作が簡単だから、
ブログや最新情報をいつでも更新できる!

ホームページ作成

BL.Homepage プレミアム

商品の詳しい説明や、資料請求・ <https://www.traveroute.jp/>
無料デモのお申込みは メールでのお問い合わせは product_info@broadleaf.co.jp



株式会社ブロードリーフ 特販部

0120-47-2610

○トラベルート



検索

1. 新型コロナ診断見舞金

今まで通り旅行災害補償制度に加入するだけ!
特別な手続きは不要です

- 従来の旅行災害補償制度に自動的にセットされ、掛金も変更なし
- 企画旅行・手配旅行のすべての加入タイプに標準装備なので追加の加入手続きは不要
- 見舞金の内容
旅行中または終了後30日以内に新型コロナと診断された方に**10万円**の見舞金をお支払いします。ただし団体旅行の場合は、1団体100万円が限度
- 掛金
掛金はすべての加入タイプで従来のまま、変更はありません。

詳細はWEB契約エントリーシステム内の「リンク集」に掲載の「お客様控(コロナ見舞金追補版)」をご参照ください。



2. 全旅協コロナお守りパック

旅行中に新型コロナ陽性者が発生した場合に、
陽性者本人およびその他の同行者全員に**3万円**が支払われます。
修学旅行や多人数の企画旅行で好評です

- ①旅行中または②終了後14日以内に新型コロナを発病した方に3万円が支払われます。
- 上記の方の発病日が①旅行中であった場合には、同じ旅行の同行者全員に各3万円が支払われます。※人数限度なし
- 出発の前日までに加入依頼書のFAX申込と掛金振込みをお願いします。
- 1人あたり掛金例(受注型企画旅行の例)
日帰りおよび1泊=275円、2泊から3泊=499円など
- 申込方法
掛金を事前に振り込み、専用の加入依頼書(※)を当社にFAXしてください。
※「契約エントリーシステム」内の「リンク集」をご参考ください。



一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

<(一社)全国旅行業協会 事務受託会社>
<(一社)全国旅行業協会 指定保険代理店>
株式会社 旅行ビジネスサポート
TEL:03-6272-9704

前頁より

Q.2 旅行業法で規定する「管理者の10の法定職務」の1つとして、「法第12条の7及び法第12条の8の規定による広告に関する事項」を、「管理者」がこれを「管理・監督する」とは、具体的に「管理者」は、どのようなことを行っていれば「職務義務違反」にならないのでしょうか。

A.2

- (1) 旅行業法第11条の2第1項における条文「…管理及び監督に関する事項」の具体的な行為についての「解釈通達」や「法令」は、一切存在しません。
- (2) このため、明確な回答はできませんが、少なくとも管理者が日頃から「以下の①～⑤の行為」を継続的、定期的に行っていれば、「管理者の職務義務違反」にはならないものと考えます。

- ①「管理者」が「募集広告」作成時に必要な「12の表示事項」を正しく理解している。
- ②「管理者」は「広告作成担当者」が、法やガイドライン等を遵守した「募集広告」を作成しているかのチェックを常に行っている。
- ③「管理者」が「誇大広告」「おとり広告」について、正しく理解している。
- ④「管理者」は「広告作成担当者」が、「誇大広告」や「おとり広告」に該当しない「募集広告」を作成しているかのチェックを常に行っている。
- ⑤「管理者」は、万一、「旅行広告ガイドライン」等の定めに違反した「募集広告」や、「誇大広告」「おとり広告」に該当する「募集広告」を作っていると認識した場合には、即刻、修正させる。

Q.3 (1) 当社のミスで、「募集広告」に、誤った安価な「旅行代金」を表示してしまいました。
(2) 既に旅行契約が成立した後だったため、その安価な旅行代金のまま、旅行を実施することにしました。
(3) ところが、お客様は「貴社が誤った安価な旅行代金を募集広告に表示したことは、おとり広告に該当する。」と主張し、消費者庁に通報するとも話しています。
(4) 「おとり広告」について、管理者が把握しておくべきことを教えてください。

A.3

- (1) まず、「おとり広告」とはついては、紙面の都合上、再度ANTA NEWS 2017年9・10月号の当コラム Q1～Q3、A1～A3

をごらんください。

(2) 例えば、実際は手配等が困難で、お客様が購入できない旅行を「募集広告」にそのまま掲載し続けて「参加申し込みができるのではないか」と誤認をして申し込んできたお客様を、他の高価の旅行商品に誘導したりする事例が散見されます。この場合、当該「募集広告」自体が「おとり広告」に該当します(景表法5条3号、いわゆる公正競争規約(表示規約)13条等)

(3) なお、上記 Q3-(1) のように、誤った安価な「旅行代金」を旅行業者のミスで表示したことのみで、「この広告がおとり広告」と認められることはないと考えます。

Q.4 反対に「おとり広告」に該当しないと旅行業者が主張するためには、どのようなことを証明しなければなりませんか?

A.4

- (1) 以下のことを証明しなければならないものと考えます。
 - ①最初から、旅行の実施が不可能ではなかったこと。
 - ②募集広告を出す時点で、○月○日発の旅行は既に満員に達していた場合、その旨の表示をしていた。
 - ③旅行代金が高い他の旅行への誘導はしていなかったこと。
 - ④特に出発日が1つだけの募集型企画旅行が定員に達していた場合、当該旅行の募集広告の掲載を継続していないこと。
 - ⑤架空の最少催行人員を表示していないこと。
- (2) 最後に、管理者は、管理者の職務として、これらのことにもしっかりと、管理・監督をお願いしたいと思います。

Q.5 法第12条の7や法12条の8の定めに違反した広告を作成してしまった場合、旅行業者等は、どのような不利益処分を受けることになりますか?

A.5

- (1) 最悪の場合、旅行業者等の代表者は、刑事裁判により30万円以下の罰金刑に処せられる恐れがあります(法第79条11号)。また、登録行政庁からは、行政指導があり、是正されないときは18日間の業務停止処分を受けることになります。
- (2) なお、法第12条の8に違反した場合は、景表法の「おとり広告」や「誇大広告」に該当すると消費者庁が認めた場合には、同法に基づき、消費者庁から「措置命令」措置を受ける恐れもあります。
(「措置命令」とは、不当表示により一般消費者に与えた誤認の排除、再発防止策の実施、今後同様の違反行為を行わないことなどを命ずることをいいます。)

日本の新型コロナ、犯罪、交通事故の状況

(その③)

安全サポート(株) (SSI)

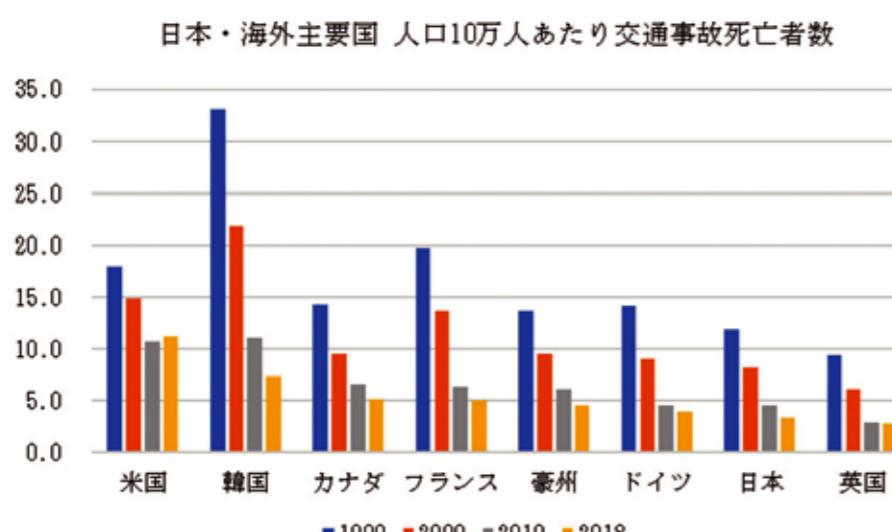
2005年設立の日本生まれの危機管理コンサルティング会社。「日本人の気持ちに寄り添う危機管理」を目指しています。有事の際には、当社ERT(緊急対応チーム)が会員の皆さんに事故対応コンサルティングを提供します。



旅行業に大きな影響を与える新型コロナ、犯罪、交通事故のうち、前々号では日本の新型コロナの状況を、前号では日本の犯罪発生状況を世界の他の国や都市と比べ、国内旅行催行時の新型コロナ及び犯罪に対する予防策や旅行者が感染又は事件に巻き込まれたときの会員の対応を考えてまいりました。

本号では、日本と海外主要国の交通事故の発生状況を比較し、日本の発生状況を分析して、国内旅行催行時の交通事故の予防や万一発生した場合の対応について改めて考えたいと思います。

1. 日本と海外主要国の交通事故発生状況



(出典) International Transport Forum

これは日本と海外主要国の人10万人あたりの交通事故死者数を1990年、2000年、2010年、2018年と10年ごとの推移(2010年の後は8年間)をグラフにしたもので。

各国とも10年ごとに死者数は減少していましたが、米国のみ2018年の死者数が2010年より増えています。2018年は、8カ国の中では米国の死者数が最も高く、以下韓国、カナダ、フラン

スが続き、日本の人口10万人あたりの死者数は3.3人と7番目に低い水準でした。日本の2018年の交通事故死者数を形態別に2010年の死者数と比較すると、自動車搭乗者、歩行者、自転車・バイク搭乗者とも20%以上減少しており、日本の交通事故死者数は減少し、他国と比べても低い水準にあると言えることができます。

2. 日本の交通事故発生状況

海外のその他の国と比較した場合、日本の交通事故死者数は低水準にあると言えるのですが、ここでは、日本の交通事故発生

件数の推移、月別の死者数、都道府県別の死者数、高齢者死者数を見てまいります。

次頁へ

(一社)全国旅行業協会の新しい保険制度!
自社企画旅行の催行中止による損害を補償する保険です

全旅協 旅行催行中止保険

悪天候や災害、交通機関の運休・欠航等による
企画旅行(募集型)の催行中止への備えに!

2020年10月15日新制度スタート

●保険金をお支払いする場合

下記の<1>から<3>をすべて満たす場合に、保険金が支払われます
<1>交通機関の欠航、宿泊施設の営業不能など^(*)が発生すること。

※下記6つの事象(①から⑥)をいいます

<2>安全円滑な旅行の実施ができない。

<3>旅行会社として企画旅行の催行を出発前に中止する。



- 具体的には ▶**
- ①地震、噴火または津波の発生
 - ②海外でのテロ
 - ③交通機関の運休・欠航
 - ④道路の通行止め
 - ⑤宿泊施設の営業不能
 - ⑥目的地の甚大な被災

●お支払いする保険金の額⇒旅行代金の一率10%です

例) 旅行代金総額が1000万円の団体旅行が台風等で中止の場合、100万円が保険金として会員に支払われます! ただし会員ごとに1年間で保険金累計1000万円が限度です。

●お支払い事例

～沖縄向け受注型企画旅行 20名・500万円～

台風が沖縄を通過する影響で飛行機が欠航することにより、翌日出発予定の企画旅行の催行を中止し、代金500万円を旅行者に払い戻した。



●申込方法

掛金を事前に振り込み、専用の加入依頼書^(*)を当社にFAXしてください。

*「契約エントリーシステム」内の
「リンク集」をご参照ください。



一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

<(一社)全国旅行業協会 事務受託会社>

<(一社)全国旅行業協会 指定保険代理店>

株式会社 旅行ビジネスサポート

TEL:03-6272-9704



(一社) 全国旅行業協会の新しい保険制度！

WEB会員向け限定 お客様から頂くキャンセル料を補填する保険です



旅行者による任意解除の場合に、旅行業約款に基づき会員とお客様との間で発生するキャンセル料の70%をカバーします。特に、団体旅行や高額の旅行にセットするとお客様も安心です。

特長 1

旅行者のご都合による出発前キャンセルに広く対応しています

特長 2

会員が旅行業約款に基づき旅行者から領収するキャンセル料の70%をカバーします

特長 3

会員とお客様との間でキャンセルが成立・代金精算後、保険会社が旅行者に保険金をお支払いします



保険金のお支払い例（手配旅行）

- 一人当たり10万円の国内手配旅行ご一行10名（手配旅行代金総額100万円）で、出発日前日に参加者が1人が発熱で入院したため、10人全員が出発当日にキャンセルした。
- 一人当たりの飛行機やホテルのキャンセル料実費6万円、会員の取消手続料3千円の場合、合計キャンセル料63,000円に対しその70%の44,100円^(*)が保険金として各旅行者10人に支払われます。

(*) 上記が標準約款による企画旅行の場合は、出発当日キャンセル料が旅行代金の50%の5万円となるため、その70%である35,000円が一人当りの保険金となります。



保険金をお支払いする主な場合

- | | |
|----------------|--------------|
| ① 本人・同行者・親族の死亡 | ⑤ 交通機関の運休・遅延 |
| ② 同入院 | ⑥ ペット死亡 |
| ③ 同通院 | ⑦ 災害避難命令 |
| ④ 急な出張 | など |



申込方法

- 企画旅行・手配旅行・他社代理販売のすべてに利用できます
 - ご加入は、メールによる申込みのみとなります
 - パンフレット・加入依頼書は、WEB契約エントリーシステム「リンク集」をご覧ください
 - WEB会員限定です。
- *会員登録は即日できますので、すぐにご連絡ください。



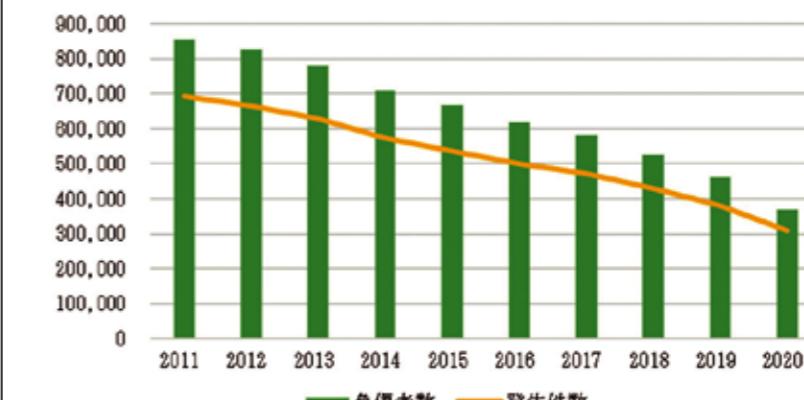
掛金例

旅行者一人当たりの旅行代金 × 人数分
例) 旅行代金3万円の場合 290円、同5万円の場合 480円、同10万円の場合 950円



前頁より

交通事故発生件数・負傷者数推移



(出典) 警察庁

上記グラフのとおり、日本の交通事故発生件数は過去10年間減少傾向にあり、2020年の発生件数は10年前の2011年と比べて55%減少し、負傷者数も57%減りました。

過去10年間、月別の交通事故死者数は、12月に年間合計死者数の11%と最も多く発生し、悪天候、多忙な月、飲酒運転が増えるなどの影響によると思われます。12月に続いて10月・11月も9%を超え、1月・8月・9月も8%を超えており、死者者が多く発生する月です。これらの月には、安全運転に対する特段の注意喚起が必要になります。

2020年の都道府県別の人口10万人あたり死者数は、香川県・福井県が5人を超えて最も高く、4人台で高知・三重・佐賀の各県が続き、さらに3人台で秋田・大分・岩手・愛媛・石川・滋賀・宮崎・鹿児島・岡山・栃木・山口・福島・鳥取の13県が続いています。

過去10年間の全死者数に占める65歳以上の高齢者数の割合は、2011年の49%から2020年は56%へ7%増加しましたが、総人口に占める高齢者の割合自体が約6%増加した影響が大きいと思われます。

3. 国内旅行催行時の交通事故予防

交通事故発生の主な原因として、交通ルールの軽視、運転手の不注意、車両整備の不備、悪天候、悪路などが考えられます。これらは運転手の労務管理を始めとする車両提供会社のマネジメントに左右されます。よって、会員の皆様は車両提供会社が運転手向けの安全運転教育や救命救急訓練を定期的に実施しているか、運行記録計を導入しているか、車両整備プログラムの内容、

アルコール検査を含む労務管理とその運用実態を確認することが重要になります。

また、旅行添乗員が参加者がバスなどに乗車した時にシートベルトを着用したことを確認することや、車内転倒事故を防ぐために参加者に常に着席や過度な飲酒を避けるよう注意喚起を行うことを、添乗員に徹底することも必要になります。

4. 交通事故発生時の対応

旅行業法施行要領(平成17年国総旅振第386号)では、登録行政庁に報告が求められる「重大事故」として、死亡者の発生した事故、10名以上のが人が発生した事故、ハイジャックなどを挙げています。万一、このような事故が発生した場合、旅行添乗員は迅速に旅行業者に第一報を報告し、報告を受けた旅行業者は速やかに責任者、家族担当、情報収集担当、関係者・宿泊交通等手配担当、マスコミ担当を指名し、初動対応を行う必要があります。

安全サポートでは、各担当の役割分担、及び時系列での担当別の対応内容をまとめた「国内重大事故 初動対応手順」を作成して

おりますので、備え付けておきたい、又は平時から初動対応手順を確認することを希望される会員の皆様は安全サポートにお申付けください。手順書を提供するとともに、内容を説明させて頂きます。

前号で、日本は他国と比べても治安のよい国と申し上げましたが、交通事故の発生も比較的の低水準です。但し、交通事故は会員の皆様に重大な結果をもたらす可能性があり、予防と万一起きたときの対応への準備が非常に重要になります。交通事故発生状況を把握し、平時に予防と対応策を講じることが必要不可欠であり、これが、会員の他旅行業者との差別化につながるものと思います。



安全サポート株式会社では、平成31年4月1日より国内及び海外の国内外のニュースから弊社がピックアップした安全管理に関する情報を配信中です。
日々の会員の皆さまの危機管理の一助になれば幸いです。皆さまの配信登録をお待ちしております。

- 配信メール種類
 - a. SSI ANTA 国内安全情報
 - b. SSI ANTA 海外安全情報

登録はこちらにアクセス！
<http://ur0.link/Wufo>
※申込みサイトで国内・海外の配信選択ができます

本件に関する問合せ先：安全サポート（株）TEL：03-3593-5605



一般社団法人 全国旅行業協会
ALL NIPPON TRAVEL AGENTS ASSOCIATION

<(一社)全国旅行業協会 事務受託会社>
<(一社)全国旅行業協会 指定保険代理店>
株式会社 旅行ビジネスサポート
TEL:03-6272-9704

令和3年8月・9月 正会員退会者

● 令和3年8月分

登録番号	名称	代表者
北海道 3-705	(株)トラベルする	朴 基姫
宮城県 3-287	(学)東北外語学園	橋本 索夫
茨城県 2-372	(株)トラベルセンター竜ヶ崎	須永 高広
茨城県 3-377	鹿島都市サービス(株)	佐藤 修
茨城県 3-611	富士観光(株)	岡田 幸男
栃木県 3-708	(株)トラストサービス	齋藤 隆司
埼玉県 3-501	トウカントラベル	深谷 一郎
埼玉県 3-906	夢旅	梅田 秀一
東京都 2-7393	KSTラベル(株)	ハジリ・クリファ
東京都 地-7962	(株)はなほしガーデンズ	杉田 浩子
新潟県 2-339	頸南バス(株)	山田 知治
石川県 2-228	北陸交通(株)	西宮 義人
愛知県 3-1085	(有)旅人	大脇 幸和
京都府 3-754	U(株)	宇佐美良太
大阪府 3-2168	(有)クリエイトサービス	稻葉 房子
兵庫県 2-393	(株)国際ツーリストビューロー	松岡 武弘
愛媛県 2-18	アジア観光サービス(株)	村井 由宣
長崎県 2-184	未来供給(株)	小山 哲司

● 令和3年9月分

登録番号	名称	代表者
宮城県 3-342	(株)仙台泉観光バス	森合 力男
栃木県 3-706	旅福	熊倉 礼子
岐阜県 3-127	信友興業(株)	加藤 浩昭
岐阜県 3-347	日の丸興業(株)	川上 秀人
愛知県 3-1033	(株)エヌワンツアーアジア	武藤 泰光
京都府 3-650	協栄トラベル	近藤 武一
大阪府 3-3057	(一社)東大阪ツーリズム振興機構	高橋 一夫
島根県 2-50	(有)ひまわり旅行	椋 利昭

令和3年8月・9月 正会員入会者

● 令和3年8月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
R03.07.27 R03.08.02	青森県 3-164	イー・ツアーサービス	野村 忠夫
R03.08.02 R03.08.12	青森県 2-165	十和田観光電鉄(株)	佐藤 行洋
R03.08.02 R03.08.10	茨城県 3-682	(株)さかいまちづくり公社	野口富太郎
R03.08.04 R03.08.12	栃木県 2-738	(株)大心堂	塙 喜久巳
R03.07.29 R03.08.10	東京都 2-8124	(株)SLF研究所	矢富 直美
R03.08.19 R03.08.23	東京都 3-8129	(株)A style corporation	金子亜由美
R03.08.26 R03.08.31	東京都 2-8130	(一財)海外産業人材育成協会	衆山 信也
R03.08.13 R03.08.27	長野県 2-657	(株)ジプラス	荒井 智子
R03.08.12 R03.08.16	静岡県 地-18	(株)アクティ森	太田 康雄
R03.07.30 R03.08.03	愛知県 2-1496	おもちまん(株)	上野 翔平
R03.08.24 R03.08.25	大阪府 3-3091	(株)めばえ	三島 秀樹
R03.08.27 R03.08.30	大阪府 3-3093	(株)せいら	中島 亮
R03.07.20 R03.08.03	兵庫県 2-812	(一財)キッズスマイル	中村 成伸
R03.08.02 R03.08.17	兵庫県 地-813	神戸再生支援チーム(株)	加藤 豊章
R03.08.13 R03.08.18	奈良県 3-229	グランソールジャパン(株)	辻村 敦史
R03.08.10 R03.08.19	岡山県 2-418	中鉄北部バス(株)	藤田 祥江
R03.08.06 R03.08.13	広島県 3-460	(一社)みちしるべ	児玉 墓
R03.08.17 R03.08.25	鹿児島県 地-283	(一社)ヨロン島観光協会	山下 哲博
R03.07.30 H28.08.02	千葉県 3-1051※	北斗星トラベル	水木 千夏

● 令和3年9月分

登録日 入会日	登録番号	名称	代表者
R03.09.02 R03.09.08	東京都 2-8134	(株)鈴乃屋	小泉 寛明
R03.09.02 R03.09.03	東京都 2-8136	scheme verge(株)	嶂南 達貴
R03.09.02 R03.09.03	東京都 3-8137	(株)メットインターナショナル	丸尾 直史
R03.09.01 R03.09.10	山梨県 地-328	(一社)甲府市観光協会	雨宮 正英
R03.09.02 R03.09.10	新潟県 2-441	(株)なごみ	夏川 建夫
R03.09.27 R03.09.28	長崎県 2-210	観光タクシー(株)	馬場 雅朗

登録番号の※印は当協会制度による「会員資格継続」を、地は「地域限定旅行業」を示す。「名称」の(一社)は一般社団法人、(一財)は一般財団法人の略称を示す。

兵庫県・神戸市

神戸牛を扱つて百三十余年！

モーリヤ厳選牛ステーキ

最大40名様までご利用可

TEL 078-(321)-1990

FAX 078-(321)-1995

E-mail: <http://www.mouriyaya.co.jp>

【営業時間】11時～15時 / 15時～22時 (21時LO)

【施設内容】全席鉄板を目の前にしたお席で、最高のステーキをシェフが丁寧に焼き上げます。神戸牛を筆頭に神戸牛の素牛である但馬牛の血統を強くひくモーリヤ厳選牛もおすすめです。三宮店の階下にロイヤルモーリヤ、徒歩で30秒の所に本店がございます。

阪急神戸三宮駅西口より徒歩1分
阪神神戸三宮駅線京橋ICよりお車で約8分
兵庫県神戸市中央区北長狭通1丁目9-9第一岸ビル3F

"安心"と"感動"を笑顔にさせて..."

東京観光はもちろん、バスツアーなら

はとバス

[はとバス公式 SNS]

Facebook Twitter Instagram

ホームページからの予約も受付中！

はとバスで検索 <https://www.hatobus.co.jp/>

新型の階建でオープントップバス
「エクリプス ジェミニ-3」
日本初登場！

コースのご予約は TEL.03-3761-1100
団体でのご利用は TEL.03-3761-2051
株式会社はとバス 東京都知事登録旅行業第2-237号
〒143-8512 東京都大田区平和島5-41



海外旅行商品

●手配可能商品

- 国内募集型企画旅行
- 国内バスツアー
- 海外募集型企画旅行

▼ご利用の流れ

①下記よりご利用登録してください。

※ただし、総合旅行業務取扱管理者の常駐が必要です

②予約&全旅クーポン発券で完了！

すでに H.I.S. をお申込済みの場合は登録不要です

¥0

利用料
無料

お全旅クーポン会員の皆様!!
おまたせいたしました!!

ご利用登録は
こちらから

<https://www.zenryo.co.jp/his/>



遂に受付開始!!

近畿日本ツーリスト

専用端末

KNT 在庫を予約・精算できます！



日本の旅
世界の旅



HOTEL
宿泊単品



レンタカー
単品



TDR、USJ
個人、団体

●利用できる端末 ●利用料

- 旅丸パック2
- ダイナミックパッケージシステム

●初期導入費用:4,180円/店舗

●利用料:1台2,200円/月

※年間一括払いとなります

お申し込みは
こちらから

<https://www.zenryo.co.jp/knt-entry/>





便座除菌クリーナーで、使うたびにサッ!と除菌!

ウイルス対策の 新常識!

便座やドアノブ、水洗レバー…
誰もが使い、触れるところだからこそ、
使うたびのウイルス対策で、こまめに環境清掃する施設が増えています。

2021年
10月
新発売

V-SAVE便座除菌 クリーナー

トイレのウイルス・除菌対策におすすめ!



従業員の方のトイレ
チェック時に使える
つめかえスプレー容器も!
専用つめかえスプレー容器(別売)

- 複数のウイルス・細菌での検証を実施
- 便座はもちろん、ドアノブ・水洗レバーなど
トイレ周り全般に使える
- プラスチックにも2度拭きなしで使えるノンアルコールタイプ
- 使用後に爽やか ほのかなハーバルシトラスの香り

2021年
10月
新発売

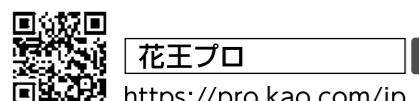
便座除菌クリーナー用 ディスペンサーV300

トイレ個室に設置して清潔トイレを提供



- トイレットペーパーにクリーナーをとり、便座や
ドアノブ・水洗レバーなどをさっと拭き取るだけ
 - どんなトイレ空間にもなじみやすい
シンプルなデザイン
 - ミストで出てくるタイプ
- ※V-SAVE便座除菌クリーナー(別売)専用です。

トイレはもちろん、厨房やホール、客室まで、花王プロフェッショナル・サービスは、
衛生管理をトータルでサポートしています。お気軽にお問い合わせください。



検索

それ以上を生み出す、清潔提案を。

花王プロフェッショナル・サービス株式会社

〒131-8501 東京都墨田区文花2-1-3 ☎ 03(5630)7141



当選者5名様 にクオカードが当たる!

パズルでひと息

- タテの力ぎ**
- ①アイリッシュ・コブラという品種
 - ②○○○○○マーチ、戦場に架ける橋。
 - ③明智小五郎のなりわい。
 - ④病後の経過。
 - ⑤浅草線とか新宿線、大江戸線などなど。のジャガイモの日本名。
 - ⑥チリも積もれば○○となる。
 - ⑦one's last moments.
 - ⑧「○○の摩周湖」。
 - ⑨来年は出来るといいですね!新年○○交歓会。

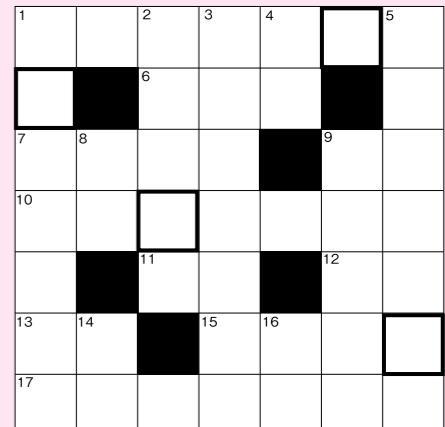
- ヨコの力ぎ**
- ⑩高さ3.05mの上からたたき込みます。ナイシユート!
 - ⑪カップ酒は普通名詞、○○カップは固有名詞。
 - ⑫あへら、○○不思議!
 - ⑬この魚は○○がいいね~!
 - ⑭手で扱ってみたときの具合、○○○○がいい。
 - ⑮お茶の香りの東海道、清水一家の名物男。

黒太枠に入る字の順序を考え、答えを見つけてください。
【ヒント】思わずうなずいてしまいました。



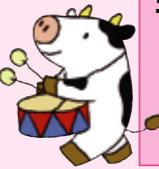
プレゼント

ハガキに答えと会社住所・社名・氏名・所属支部・旅行業登録番号・本誌の感想を書いて、お送り下さい。〒107-0052 東京都港区赤坂4-2-19 赤坂シャンティーストビル3F 全国旅行業協会「パズル」係 正解者の中から抽選で5名の方にクオカード千円分を差し上げます。締め切りは、12月25日。商品の発送をもって発表にかえさせていただきます。なお、正解は次号に掲載します。



9・10月号のパズルの答え

1	ナ	ツ	メ	ソ	ウ	セ	キ
2	ボ		ガ	ク	シ	イ	ン
3	レ	オ		テ	ロ		ゾ
4	オ	ン	セ	ン	マ	ー	ク
5	ン		イ	キ	エ		バ
6	ソ	バ		ヨ		ベ	ツ
7	ロ	ン	グ	シ	ユ		ト



全旅協の動き

10月1日～11月30日

10月4日(月)	令和3年度苦情対応勉強会(北海道)
10月5日(火)	第2回研修実務小委員会(令和3年度)
10月6日(水)	第109回試験研修委員会
10月8日(金)	第48回経営推進委員会
10月13日(水)	三役会
10月15日(金)	令和3年度定期研修(大阪市②会場)(大阪)
10月19日(火)	令和3年度苦情対応セミナー(福岡会場)(福岡)
10月20日(水)	国内観光活性化フォーラム～やまなし合同実行委員会
10月21日(木)	GOTOトラベルアドバイザリーボード会議(東京)
10月25日(月)	令和3年度定期研修(札幌市会場)(北海道)
10月26日(火)	第69回苦情弁済委員会
11月30日(火)	第46回指導調査広報委員会
11月26日(金)	令和3年度苦情対応セミナー(名古屋会場)(愛知)
11月18日(木)	第199回理事会(東京)
11月17日(水)	第39回常任理事会
11月16日(火)	第53回総務財務委員会



()内は開催地。無記載は全旅協本部事務局

渡航情報(スポット情報)

問い合わせ先

- ◆外務省領事局 領事サービスセンター(海外安全担当)
TEL: 03-3580-3311(代表) (内線 2902・2903) TEL: 03-5501-8162(直通)
平日 9:00～12:30/13:30～17:00 土日祝日は休み
- ◆インターネット／外務省海外安全ホームページ <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

全旅協〈旅行災害補償制度〉で

安心をシッカリとかたちにしています。



幹事会社／損害保険ジャパン株式会社



副幹事会社／三井住友海上火災保険株式会社



AIG 損害保険株式会社



東京海上日動火災保険株式会社



「全旅協旅行災害補償制度」のお問い合わせは、下記までお願い致します。

損害保険ジャパン株式会社

企業営業第八部第四課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10

TEL.03(3231)2201

